

国別障害関連情報 インド共和国

独立行政法人
国際協力機構（JICA）

令和3年2月
（2021年2月）

株式会社国際開発センター
株式会社コーエイリサーチ&コンサルティング

人間
JR
21-005

本調査は、JICA が株式会社国際開発センター及び株式会社コーエイリサーチ&コンサルティングに委託し、実施した。本調査の内容は2020年11月から2021年2月にかけて日本国内において実施した文献・オンライン調査と該当国関係者からオンラインで回答を得た質問票の分析等に基づくものであり、データ類の信憑性について JICA は責任を負わないものとする。

国別障害関連情報
インド共和国
目次

1. 基礎指標	1
1-1. 基礎指標	1
1-2. 障害に関する指標.....	2
2. 障害関連政策	6
2-1. 障害関連行政制度.....	6
2-2. 障害関連法律の詳細.....	11
2-4. 障害関連施策の状況.....	24
2-5. 地域に根ざしたリハビリテーション/インクルーシブ開発(CBR/CBID)の状況.	36
2-6. 盲人, 視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約批准及び対応状況.....	37
2-7. 新型コロナウイルスの流行がもたらした影響.....	38
3. 障害関連団体の活動概況.....	42
3-1. 障害当事者団体の活動概要.....	42
3-2. 障害者支援団体の活動概要.....	42
4. 参考資料	45

図表目次

図 2-1 社会正義エンパワメント省組織図	7
図 2-2 就労する障害者数（地域別・性別）	30
表 1-1 機能障害別の定義	3
表 1-2 機能障害種別・性別統計（単位：100 万人）.....	4
表 1-3 年齢別統計	5
表 1-4 地域別統計	5
表 2-1 障害関連担当機関	8
表 2-2 障害者コミッショナー	9
表 2-3 その他の障害関連担当機関	10
表 2-4 障害児の教育に関する法令及び政策	26
表 2-5 女性障害者に特化したサービス	28
表 2-6 就労する障害者数の内訳	31
表 2-7 障害者への社会サービス	31
表 2-8 その他の社会サービス	32

略語表

ABC	Accessible Books Consortium	アクセシブル書籍連合体
CBID	Community-based Inclusive Development	地域に根ざしたインクルーシブ開発
CBR	Community-based Rehabilitation	地域に根ざしたリハビリテーション
CEDAW	Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約
CRPD	Convention on the Rights of Persons with Disabilities	国連障害者権利条約
DFID	Department For International Development	英国国際開発庁
DPO	Disabled People's Organization	障害者団体
EU	European Union	欧州連合
IDA	International Disability Alliance	国際障害同盟
JICA	Japan International Cooperation Agency	国際協力機構
NGO	Non-Governmental Organization	非政府組織
NTA	National Trust for Welfare of Persons with Autism, Cerebral Palsy, Mental Retardation and Multiple Disabilities Act	自閉症、脳性まひ、知的障害及び重複障害がある者の福祉のための国家福祉基金法
SDGs	Sustainable Development Goals	持続可能な開発目標
SIPDA	Scheme for Implementation of the Rights of Persons with Disabilities Act	障害者権利法実施事業
UDID	Unique Disability ID Card	ユニーク障害 ID カード
UGC	University Grant Committee	大学助成委員会
UNDESA	United Nations Department of Economic and Social Affairs	国連経済社会局
UNESCO	United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization	国際連合教育科学文化機関
UNICEF	United Nations Children's Fund	国連児童基金
USAID	United States Agency for International Development	アメリカ合衆国国際開発庁
WHO	World Health Organization	世界保健機関

1. 基礎指標

1-1. 基礎指標¹

一人当たり GDP	2,104.14 米ドル	2019 年
-----------	--------------	--------

セクター別政府支出

保健医療（対 GDP 比）	3.53 %	2017 年
教育（対 GDP 比）	3.80 %	2013 年
社会福祉（対 GDP 比）	1.50 %	2016 年

人口

総人口	1,366,417,750 人	2019 年
男性人口比率	52.0 %	2019 年
女性人口比率	48.0 %	2019 年
都市人口比率	34.0 %	2019 年
農村人口比率	66.0 %	2019 年
出生時平均余命（全体）	69 歳	2018 年
男性	71 歳	
女性	68 歳	

保健医療

栄養不足蔓延率	14 %	2018 年
新生児死亡率（1,000 人当たり）	22 人	2019 年

教育

教育制度 ²		
初等教育年数	5 年	2020 年
義務教育年数	8 年	2019 年
成人識字率（全体）	74 %	2018 年
男性	82 %	
女性	66 %	

¹世界銀行（<https://data.worldbank.org/indicator>（参照 2020-12-08））に基づく。

²インドの教育制度は、初等教育 5 年、前期中等教育 3 年、後期中等教育 2 年、高等教育 2 年を基本としているが、州による若干の相違がある。http://uis.unesco.org/en/home#tabs-0-uis_home_top_menus-3（参照 2020-12-16）

就学率		
初等教育（総就学率）		
全体	113 %	2019 年
男子	92 %	2013 年
女子	88 %	2013 年
中等教育（総就学率）		
全体	75 %	2018 年
男子	73 %	2019 年
女子	75 %	2019 年
高等教育（総就学率）		
全体	28 %	2018 年
男子	27 %	2019 年
女子	30 %	2019 年

雇用

失業率（全体）	5.4 %	2020 年
男性	5.4 %	
女性	5.3 %	

1-2. 障害に関する指標

1-2-1. 障害の定義

インド共和国（以下、「インド」）の障害者権利法（The Rights of Persons with Disabilities Act、2016）は、障害者を「長期的な身体的・精神的・知的もしくは感覚的な機能障害を有し、障壁と相互作用し、社会において他者と平等に完全かつ効果的な参加が妨害されている者」と定義している。なお、身体障害（肢体、視覚、聴覚、言語）、知的障害（学習障害、自閉症スペクトラム）、精神疾患、慢性神経疾患・血液障害、重複障害及び中央政府によって認定されたその他の障害に関する詳細が、同法の参考として記述されている。

1-2-2. 障害に関する統計整備状況³

2011 年の国勢調査結果が公開されている最新情報である。機能障害として、(i) 見る、(ii) 聴く、(iii) 話す、(iv) 移動する、(v) 知的障害、(vi) 精神疾患、(vii) 重複障害、(viii) その他の 8 種類に分類している。各機能障害別の定義を以下の表に記す。

³ 政府報告に基づいて記載。

表 1-1 機能障害別の定義

<p>見る In seeing</p>	<p>1) 全く見ることができない 2) 眼鏡を用いても光を認識できない 3) 光を認識できるが、眼鏡やコンタクトレンズ等を用いても視界がぼやける。日中の日差しの下、10 フィート離れた距離で指の数を数える簡易テストを行う。該当者は残存視力により自立歩行できるものとする 4) 光を感じる事ができ、自立歩行できる 5) 視界がぼやけている、もしくは 6) 見ることに視覚障害として考慮されていない片目の者</p>
<p>聴く In hearing</p>	<p>1) 全く聞くことができない 2) 日常会話を聞くことが難しい 3) 補聴器を使っている 4) 片方の耳に問題があるものの、聴覚障害とは考慮されていない者</p>
<p>話す In speech</p>	<p>1) 全く話すことができない、もしくは言語障害により話をする際に困難を感じる 2) 単語しか話すことができず、文章を話すことができない、もしくは 3) 発語が理解できないほどの吃音である者</p>
<p>移動する In movement</p>	<p>1) 両腕もしくは両足が欠損している 2) 麻痺しており這って移動する 3) 歩行自助具及び支援機器を利用して移動する 4) 関節・筋肉に急性・永続的な問題があることにより、動きが制限されている 5) すべての指、もしくはつま先、もしくは親指が欠損している 6) 近くにある小さな物を移動して取ることができない 7) 動きにこわばりや、緊張がある 8) 体の動きのバランスをとり、動きを調整する事がむずかしい、 9) 麻痺やハンセン病、もしくはその他の理由により体の感覚がない 10) 後弯症や非常に身長が低い（小人症）のような、体の一部・複数部に変形がある者</p>
<p>知的障害 In mental retardation</p>	<p>1) 属する年齢グループと比べて理解力が欠如している 2) 属する年齢グループの他者と比べて自らのニーズについてコミュニケーションをとれない 3) 日常生活動作に困難がある 4) 日常的な指示の理解が困難である 5) 物事を決め、覚え、問題を解決することに極めて困難がある者</p>
<p>精神疾患 In mental illness</p>	<p>1) 精神疾患用の薬を服用したり、治療を受けている 2) 不必要で過度な心配や不安をもっている 3) 反復的な（強迫性）行動や思考を示す 4) 継続した気分の変化やむら（喜びと悲しみ）を示す 5) 幻聴、幻覚、異臭、異感覚等の普通ではない経験を有する 6) 独り言、独り笑い、宙を見つめるなどの普通ではない行動を示す、もしくは 7) 対人関係と適応性に困難がある者</p>
<p>重複障害 In multiple disability</p>	<p>1) 重複障害は2つもしくはそれ以上の特定の種類の機能障害がある者</p>

その他 Any other	1) 上記の障害種別に当てはまらない障害者 2) 調査実施者が障害の種類について記述できなかった場合 3) 3) 自閉症等の障害。(他者とのコミュニケーション、適応性の困難、普通でない繰り返し行動等)
------------------	--

出所：国勢調査（2011）⁴に基づき調査チームが作成

インド政府による調査については、ワシントングループ短縮質問セットは利用されていない。しかしながら、同国においては2015年に障害分野の国際非政府組織（Non-Government Organization。以下、「NGO」）である Sightsavers⁵により、ワシントングループ短縮質問セットの案を利用したパイロット調査が実施されており、将来的に国勢調査に追加するための重要な活動となっている。なお、同調査においては、調査票の現地語翻訳の必要性、調査実施者を対象とした適切な訓練実施、等の教訓が得られた。

1-2-3. その他統計

表 1-2 機能障害種別・性別統計（単位：100万人）

障害種別	合計	男性	女性
合計	26.8	15.0	11.8
見る	5.0	2.6	2.4
聴く	5.1	2.7	2.4
話す	2.0	1.1	0.9
移動する	5.4	3.4	2.1
知的障害	1.5	0.9	0.6
精神疾患	0.7	0.4	0.3
重複障害	2.1	1.2	1.0
その他	4.9	2.7	2.2

出所：国勢調査（2011）に基づき調査チームが作成

⁴ Govt. of India (2016)

⁵ Sightsavers (2015)

表 1-3 年齢別統計

年齢グループ	男女合計 (%)	男性 (%)	女性 (%)
全年齢	2.21	2.41	2.01
0-4	1.14	1.18	1.11
5-9	1.54	1.63	1.44
10-19	1.82	1.96	1.67
20-29	1.97	2.22	1.70
30-39	2.09	2.41	1.77
40-49	2.31	2.66	1.94
50-59	2.83	3.16	2.47
60-69	4.15	4.41	3.89
70-79	6.22	6.26	6.19
80-89	8.41	8.33	8.48
90+	8.40	7.88	8.85
年齢未記載	3.07	3.21	2.91

国勢調査 (2011) ⁶に基づき調査チームが作成

表 1-4 地域別統計

居住区 ⁷	障害者数 (人口比)	障害のある男性数 (男性人口比)	障害者ある女性数 (女性人口比)
合計	26,810,557 (2.21%)	14,986,202 (2.41%)	11,824,355 (2.01%)
都市部	18,631,921 (2.24%)	10,408,168 (2.43%)	8,223,753 (2.03%)
農村部	8,178,636 (2.17%)	4,578,034 (2.34%)	3,600,602 (1.98%)

国勢調査 (2011) ⁷に基づき調査チームが作成

⁶ Govt. of India (2016)

⁷ 人口 5,000 人未満の村を農村部とする。

2. 障害関連政策

2-1. 障害関連行政制度⁸

インドにおける障害関連行政は福祉省、保健省等によって長年担当されてきたが、主に障害に関して担当する省庁は福祉省であった。1995年に制定された障害者（機会均等、権利保護、完全参加）法（The Persons with Disabilities (Equal Opportunities, Protection of Rights and Full Participation) Act。以下、「1995年法」）の影響を受けつつ1998年に同省は社会正義エンパワメント省に名称を変更した。さらに、国連障害者権利条約（Convention on the Rights of Persons with Disabilities。以下、「CRPD」）批准に関連して、より効果的な障害に関する行政の必要性から、2012年に同省内に障害者エンパワメント局が設立された。同局は以下の業務を担当する⁹。

- ① 支援物資輸入時の免税とこれらの配布にかかる手続き
- ② 社会保障と社会保険
- ③ 連邦直轄地域を対象とした社会保障と社会保険
- ④ 障害者にかかる政策、計画、事業調整、及び中央省庁・連邦直轄地域をまたぐプログラムの管理とモニタリング
- ⑤ リハビリテーション、社会・教育・経済的エンパワメント、例えば自助具及び支援機器・奨学金・寄宿舎付学校・技術訓練・無利子ローン・自営資金援助等
- ⑥ リハビリテーション専門職の教育と訓練
- ⑦ 国際条約及び合意にかかる対応
- ⑧ 啓発にかかる活動、研究、評価、訓練
- ⑨ 慈善的・宗教的な寄付、及びボランティアな活動の推進と立ち上げ
- ⑩ 各種法令・政策にかかる対応
 - ・ リハビリテーション評議会法 1992 年
 - ・ 自閉症、脳性まひ、知的障害、重複障害者のための国家福祉基金法 1999 にかかる対応
 - ・ 障害者権利法にかかる対応
- ⑪ 各種国家組織の運営
 - ・ リハビリテーション評議会
 - ・ 障害者チーフ・コミッショナー
 - ・ 自閉症、脳性まひ、知的障害、重複障害者のための国家福祉基金
- ⑫ 各種法人の運営
 - ・ 国家障害者財政開発公社（1997年設立）
 - ・ 義肢装具製造公社（1976年設立¹⁰）
- ⑬ 各種国立機関の運営

⁸ 政府報告及び社会正義・エンパワメント省ウェブサイト情報に基づき記載。

⁹ 障害者エンパワメント局（2019）

¹⁰ 製造開始は1976年であり、政府登録は2013年であった。（https://www.alimco.in/content/11_1_CompanyProfile.aspx（参照 2021-01-19））

- ・ 国立身体障害者センター（1976年設立）
- ・ 国立整形外科障害者研究所（1978年設立）
- ・ 国立視覚障害者研究所（1979年設立）
- ・ 国立知的障害者研究所（1984年設立）
- ・ 国立聴覚障害者研究所（1983年設立）
- ・ 国立リハビリテーション研究所（1984年設立）
- ・ 国立重複障害者エンパワメント研究所（2005年設立）
- ・ インド手話研究訓練センター（2015年設立）

中央政府による各分野における障害関連省庁として、内務省、マイノリティー省、消費者省、食料公共流通省、保健・家族福祉省、住宅・都市部貧困削減省、人間開発省、労働雇用省、法務省、Panchayati Raj¹¹省、農村開発省、統計・事業実施省、部族関連省、女性・子ども開発省、また、国家人権委員会がさまざまな障害者サービスを提供している。¹²

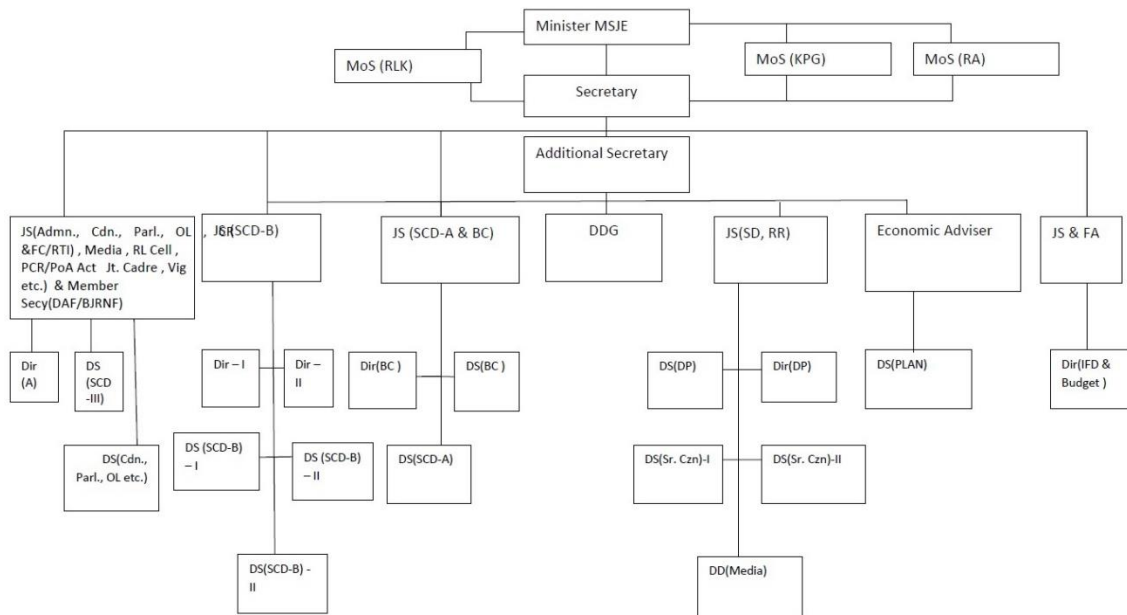


図 2-1 社会正義エンパワメント省組織図

出所：社会正義エンパワメント省ウェブサイトより転載¹³

障害関連担当機関

【障害者諮問委員会】

2016年に制定された障害者権利法（The Rights of Persons with Disabilities Act。以下、「2016

¹¹ パンチャヤッティ・ラージ：「村の規定」を意味する。

¹² 表 2-2, 2-4, 2-5 参照

¹³ <http://socialjustice.nic.in/UserView/index?mid=1511>（参照 2020-12-14）

年法」)においては、中央政府、州政府及び県政府の各レベルにおける委員会の設置が規定されている。これらの委員会については以下に示すとおり。

表 2-1 障害関連担当機関

No.	委員会名称	概要
1	国家障害者諮問委員会 (Central Advisory Board on Disability)	国家障害者諮問委員会メンバーとして、委員長は中央政府の障害関連部局の担当大臣、副委員長は州政府の障害関連部局の担当大臣、委員は議員 3 名、州政府の障害関連の担当大臣、連邦直轄地の知事、関連省庁事務官、国立変革研究所事務官、国家リハビリテーション評議会議長、自閉症、脳性まひ、知的障害、重複障害者のための国家福祉基金議長、国家障害者財政開発公社代表、義肢装具製造公社代表、労働雇用省雇用訓練局長、国家教育研究訓練評議会代表、国家教員教育評議会代表、大学助成委員会委員長、医療評議会代表、障害関連国立機関代表等、並びに、中央政府によって任命された障害・リハビリテーション分野専門家 5 名、NGO を代表する障害当事者 10 名で構成され、任期は 3 年とする。同委員会の役割は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 中央政府、州政府に対して、障害関連の政策、プログラム、法令、プロジェクトにかかり助言する。 ・ 障害者に関連する問題の特定のために国家政策を策定する。 ・ 障害者に関連する課題を扱う中央政府部局、政府組織、NGO の活動のレビューと調整を行う。 ・ 国家計画における障害者のための事業提供を目的として、関連組織及び国際組織と共に障害者の課題を把握する。 ・ 情報、サービス、構築された環境、社会生活における参加にかかるアクセシビリティ、合理的配慮、無差別を確保するための手順を推奨する。 ・ 障害者の完全参加達成のための法令、政策、プログラムのインパクトをモニターし評価する。 ・ 中央政府により命令されるその他の業務を遂行する。
2	州障害者諮問委員会 (State Advisory Board on Disability)	州障害者諮問委員会メンバーとして、委員長は州政府障害関連省庁の大臣、副委員長は副大臣、委員は関連省庁事務官、州議会議員 3 名、州政府に任命された 5 名の障害・リハビリテーション専門職及び県を代表する 5 名、NGO を代表する障害当事者 10 名によって構成され、任期は 3 年とする。同委員会の役割は国家障害者諮問委員会と同じ役割を州レベルに対応させた内容である。

出所：CRPD 政府報告及び障害者エンパワメント局（2019）を基に調査チームが作成

【障害者チーフ・コミッショナー】

1995 年法により、設置された中央政府レベルの障害者チーフ・コミッショナー及び州政府レベルの障害者コミッショナーの制度が 2016 年法において継続されている。同コミッショナーの概要は以下のとおり。

表 2-2 障害者コミッショナー

行政レベル	概要
中央政府	<p>中央政府によって任命されたチーフ・コミッショナーが、2 名のコミッショナーをアシスタントとして任命する。2 名のうち、1 名は障害当事者とする。チーフ・コミッショナーの担当業務は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2016 年法に反する法令、政策、プログラム、手続きを特定し必要な修正手順について助言する。 ・ 障害者の権利の剥奪及び障害者が利用できる保障措置について調査し、是正措置のために適切な組織とともに問題解決に取り組む。 ・ 2016 年法及び障害者の権利保護に関連する法令の下、提供される保護をレビューし、それらの効果的な実施を推奨する。 ・ 障害者の権利の享受を阻害する要因をレビューし、適切な是正処置を推奨する。 ・ 障害者の権利にかかる条約及びその他の国際文書について研究し、これらの効果的な実施にかかる勧告を行う。 ・ 障害者の権利の分野における研究調査を実施、推進する。 ・ 障害者の権利にかかる啓発と彼/彼女らの保護にかかるサービスを促進する。 ・ 2016 年法、障害者のための各種事業及びプログラムの実施をモニターする。 ・ 障害者に裨益する中央政府による予算の執行をモニターする。 ・ 中央政府が命令した業務を遂行する。
州政府	<p>中央政府によって任命された州障害者コミッショナーは、障害分野の専門家から選ばれた 5 名以下で構成される諮問委員会の支援を受けて業務を行う。州コミッショナーの役割はチーフ・コミッショナーと同じ役割を州レベルに対応させた内容であるが、条約・国際文書にかかる研究活動は除外されている。</p>

出所：CRPD 政府報告及び障害者エンパワメント局（2019）を基に調査チームが作成

【その他の障害関連担当機関】

表 2-3 その他の障害関連担当機関

No.	機関名	概要
1	リハビリテーション評議会	<p>1992年に制定されたリハビリテーション評議会法においては、中央政府レベルでの同評議会を設置が規定されている。同評議会の目的はリハビリテーション専門職の訓練にかかる規制と監視をし、リハビリテーションと特別支援教育分野における研究を推進することを目的としており、その役割については以下に示すとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育の最低基準を決定する。 ・ 各大学によって授与される学位にかかり担当部局に対して推奨する。 ・ インド国外における教育機関によって授与される学位にかかり担当部局に対して推奨する。 ・ 試験において検査を実施する。 ・ リハビリテーション専門職等の登録を行う。 ・ 登録された人材の特権と職務上の行動を決定する。
2	自閉症、脳性まひ、知的障害、重複障害者のための国家福祉基金	<p>1999年に制定された自閉症、脳性まひ、知的障害、重複障害者のための国家福祉基金法(The National Trust for Welfare of Persons with Autism, Cerebral Palsy, Mental Retardation and Multiple Disabilities Act。以下、「NTA1999年法」)の下、同基金が設立された。障害の種類を限定した法令となっており、当初は知的・発達障害児者の親がいなくなった後の不安を取り除くことが目的とされていた。その役割については以下に示すとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者が自立して生活できるように支援し、彼/彼女らの暮らす地域にできる限り近づき、参加すること促す。 ・ 障害者が家族とともに生活するために障害者への支援提供のための設備を充実させる。 ・ 登録された組織への支援を拡張し、障害者家族の危機的な状況においてニーズに基づくサービスの提供を促す。 ・ 家族の支援を得られない障害者の問題へ対応する。 ・ 障害者の親や保護者が死亡した際に、障害者をケア・保護するための対策を促進する。 ・ 保護を必要とする障害者のための保護者や管財人を指名する手続きを決定する。 ・ 障害者の平等な機会、権利の保護、完全参加の実現に向けた支援を行う。

3	県障害者リハビリテーションセンター (District Disability Rehabilitation Centre)	1999年から社会正義エンパワメント省によりリハビリテーションセンターが開始されている。同事業は2016年法実施のための事業に位置付けられている。草の根レベルでの障害者への総合的なサービス提供、県レベルの啓発活動・リハビリテーション・リハビリテーション専門職育成のためのインフラ整備・訓練実施をファシリテートするためのアウトリーチ活動を担う。赤十字社・法人・NGO等を運営主体として、2018年末時点で263センターが設置されているが、実際に運営されているのは62センターであった ¹⁴ 。
---	--	--

出所：CRPD 政府報告及び障害者エンパワメント局（2019）を基に調査チームが作成

2-2. 障害関連法律の詳細

憲法に関してすべての国民に対する権利等については明記されているが、障害者に特化した記述は見られない。障害者に関して初めて制定された総合的な法令は、1995年法である。2007年にCRPD批准後、整合性を確保するために同法の改定を行い、2016年に障害者権利法を制定している。同法の概要は以下のとおり。

法律名	障害者権利法 (Rights of Persons with Disabilities Act) ¹⁵
施行年	2016年
概要	インドにおける障害者関連の基礎的な法律として、障害者に対する家族、国家、社会の責任及び、障害者の権利と義務を明確にしている。同法は以下の17条から構成される。 (1) 一般条項、(2) 権利と資格、(3) 教育、(4) スキルの開発と雇用、(5) 社会保障・保健・リハビリテーション・レクリエーション、(6) 障害者のための特別規定、(7) 高い支援ニーズのある障害者のための特別規定、(8) 適切な政府の義務と責任、(9) 障害者のための施設の登録と同施設への助成金、(10) 特定の障害の認定、(11) 中央・州障害者諮問委員会と県レベル委員会、(12) 障害者チーフ・コミッショナーと障害者州コミッショナー、(13) 特別裁判、(14) 障害者国家基金、(15) 障害者州基金、(16) 違反と罰則、(17) その他 ※同法の実施移行のための事業法 (Scheme for Implementation of the Rights of Persons with Disabilities Act, 2016。以下、「SIPDA」) は、1995年制定障害者権利法におけるさまざまな事業を引き継いでいる。

¹⁴ 障害者エンパワメント局（2019）

¹⁵ <https://www.indiacode.nic.in/handle/123456789/2155?locale=en>（参照 2020-12-14）

その他の障害者の権利と関係する主な法律には以下のものがある。

法律名	リハビリテーション評議会法 (The Rehabilitation Council of India Act) ¹⁶
施行年	1992 年
概要	<p>リハビリテーション評議会を設置し、以下の項目を取り扱うこととしている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 訓練に関する政策とプログラムを策定する。 2) 障害関連の専門家訓練コースの基準を定める。 3) これらの訓練コースを実施する機関に資金を提供する。 4) リハビリテーションの資格基準認定を行う人材を登録している「中央リハビリテーション登録 (Central Rehabilitation Register)」を維持する。 <p>※CRPD への対応が柔軟になされるとしている。</p>

法律名	自閉症、脳性まひ、知的障害及び重複障害がある人の福祉のための国家福祉基金法 (NTA1999 年法) ¹⁷
施行年	1999 年
概要	<p>自閉症、脳性まひ、知的障害及び重複障害がある人々の親の不安の解消のために、彼/彼女ら障害者の保護を目的として制定された法律。同法によって設立される基金は以下の権限を有する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 障害者が自立して地域内及び周辺地域で可能な限り十分に生活できるようにする。 2) 障害者が家族の中で生活するための支援を提供するための施設を強化する。 3) 障害者の家族の危機の際、ニーズに基づいた支援提供のために、登録された組織による支援を活用する。 4) 家族の支援を受けていない障害者の問題に対処する。 5) 両親または保護者が死亡した場合の障害者のケアと保護のための措置を促進する。 6) 上記の保護を必要とする障害者の保護者及び管財人を任命するための手順を確立する。 7) 障害者の機会均等の実現、権利の保護、及び完全参加を促進する。 8) 前述に関連するその他の活動を実施する。

¹⁶ https://www.indiacode.nic.in/handle/123456789/1977?view_type=search&sam_handle=123456789/1362 (参照 2020-12-14)

¹⁷ https://www.indiacode.nic.in/handle/123456789/1951?view_type=search&sam_handle=123456789/1362 (参照 2020-12-14)

法律名	精神保健法（The Mental Healthcare Act。以下、「2017 年法」） ¹⁸
施行年	2017 年
概要	精神保健にかかる基本的な法律であり、以下の 9 条から構成される。なお、精神保健法（1987）を改正した法律である。 (1) 一般条項、(2) 中央精神保健局、(3) 州精神保健局、(4) 財務・会計・監査、(5) 精神保健レビュー委員会、(6) 同意能力、(7) 精神疾患のある人々の権利、(8) 精神保健施設、(9) 精神保健審査委員会の構成 ※1987 年に制定された精神保健法が、CRPD 批准に伴い改定された法令であり、障害当事者代表を含む専門家が改定に関わった。なお、1987 年法は 1993 年に全州と直轄領を対象に施行されており、知的障害者向けの病院と療護施設の設立・維持、また知的障害者の権利の保護などを規定している。

法律名	少年司法（子どものケアと保護）法 (The Juvenile Justice (Care and Protection of Children) Act) ¹⁹
施行年	2015 年、2017 年改正
概要	子どもの平等と差別禁止の原則を定めている。また同法によって、すべての県における子ども福祉委員会（Child Welfare Committee）の設置が義務付けられており、同委員会が施設選択、養子縁組、等の場面において障害児配慮をするとしている。

【障害者政策】

インド政府による、主要な政策・計画は以下のとおりである。

政策名	国家保健政策 1983（National Health Policy 1983）
施行年	1983 年
概要	1978 年のアルマアタ宣言を受けて、インド政府が初めて策定した保健政策。2000 年までにすべての人々の健康の実現を目的とされており、障害者が対象に含まれていた。

政策名	国家保健政策 2002（National Health Policy 2002） ²⁰
施行年	2002 年
概要	保健サービスの社会的・地理的な拡大により農村部における強力なプライマリーヘルスネットワークによる保健サービスへのより平等なアクセスの確保を掲げている。

¹⁸ https://www.indiacode.nic.in/handle/123456789/2249?view_type=search&sam_handle=123456789/1362（参照 2020-12-14）

¹⁹ https://www.indiacode.nic.in/handle/123456789/2148?view_type=search&sam_handle=123456789/1362（参照 2020-12-14）

²⁰ https://nhm.gov.in/images/pdf/guidelines/nrhm-guidelines/national_health_policy_2002.pdf（参照 2020-12-14）

政策名	障害者国家政策 (National Policy for Persons with Disabilities: NP2006) ²¹
施行年	2006 年
概要	NP2006 は憲法に沿って平等、自由、正義、尊厳にかかる障害者のインクルージョンを目的としており、優先分野は、1) 予防、2) 早期発見・療育、3) リハビリテーション、4) 人材育成、5) 教育、6) 雇用、7) バリアフリー環境、8) 社会保護、9) 研究、10) 余暇、11) 文化、12) スポーツとなっていた。

政策名	国家開発計画第 12 次 5 年計画 (Twelfth Five Year Plan) ²²
施行年	2012-2017
概要	CRPD 採択後に策定された第 12 次 5 年計画 (2012-2017) においては、以下の 3 点として、1) 合意されたさまざまな国内及び国際的な条約やプログラムの実現に向けて、結成・育成・強化された障害者団体 (Disabled People's Organization。以下、「DPO」) の特定、2) さまざまな法的権利の移譲によるエンパワメント、及び障害者がもつそれぞれの能力にかかる権利を明らかにする、3) 障害者の障害がなくなるということを確認し、それゆえ保護を受ける権利をもつこと、を掲げている。 ※国家開発計画における障害者関連の事項としては、第 1 次 5 年計画 (1951-1955) から記述がみられる。その後継続して策定された 5 年計画において、教育、医療、医療・職業リハビリテーション、雇用等に内容が拡大されており、徐々に総合的な見方となっている。なお、2014 年に同計画を策定してきた計画委員会が解体されたことを受け、第 12 次計画が最後の計画となっている。

政策名	国家ユニバーサル電子アクセシビリティ政策 (National Policy on Universal Electronic Accessibility) ²³
施行年	2013 年
概要	憲法、CRPD を含む国際条約、1995 年法、障害者国家政策 (2006) 等に沿った形で、すべての障害者による電子機器、情報通信技術 (Information and Communication Technology。以下、「ICT」) 製品並びに関連サービスへの平等かつ障壁のないアクセスと現地語による支援の促進を方針としている。

²¹ <https://www.mindbank.info/collection/country/india/all?page=all> (参照 2020-12-14)

²² <https://www.mindbank.info/collection/country/india/all?page=all> (参照 2020-12-14)

²³ <https://www.meity.gov.in/writereaddata/files/National%20Policy%20on%20Universal%20Electronics%281%29.pdf> (参照 2021-01-20)

政策名	国家保健政策 2017 (National Health Policy 2017) ²⁴
施行年	2017 年
概要	同政策は国連持続的開発目標 (Sustainable Development Goals。以下、「SDGs」) の重要性を認識しており、すべての人々が可能な限り最高レベルの健康と福祉の達成を目標としている。具体的な成果として、アクセスの増加、品質の向上、及び医療提供のコストの削減を挙げている。政策原理における平等性として障害者を含めており、特に障害の予防・早期発見・早期療育についての記述がみられる。

政策名	国家教育政策 ²⁵ (National Education Policy)
施行年	2020 年
概要	国家教育政策 (1983) 及び同政策改正 (1992) に替わる新たな政策。平等かつインクルーシブな教育の提供を目標としている。障害のある児童・生徒に対して、公立・私立の特別支援教育 (特別支援学校) 及びインクルーシブ教育 (通常学校) 並びに家庭での教育の 3 つのアプローチにより対応する方針となっている。

2-3. CRPD 批准による対応状況

インド政府は 2007 年に CRPD に批准しているが、選択議定書には批准していない。CRPD の国連権利委員会に提出した政府報告書 (以下、「政府報告」) の初回提出は 2015 年であった。政府報告によれば、1995 年法を改定し 2016 年法を制定したことが CRPD への対応の大きな動きである。総括所見において同法改定が評価されており、特に、6 歳から 18 歳までの無償教育の提供、選挙関連のアクセシビリティの確保、合理的配慮を含めた障害を理由とした差別からの保護が重要事項として挙げられている。また、国連権利委員会から評価を受けた事項として、以下を挙げている。

- ・ CRPD のヒンディー語版を作成していること
- ・ 世界銀行との合意を含む、国際協力事業の要素を障害インクルージョンなものとしていること
- ・ 持続的開発のための 2030 アジェンダ枠組みを利用した制度的・政策的枠組み、国家開発アジェンダを改善していること
- ・ 政府内に障害者エンパワメント局を設立していること
- ・ 2014 年にマラケシュ条約に批准していること

²⁴ https://www.nhp.gov.in/nhpfiles/national_health_policy_2017.pdf (参照 2020-12-14)

²⁵ https://static.pib.gov.in/WriteReadData/userfiles/NEP_Final_English_0.pdf (参照 2021-01-20) 及び、<https://www.ukfiet.org/2020/examining-disability-inclusion-in-indias-new-national-education-policy/> (参照 2021-01-20)

また、権利委員会からの推奨事項は以下のとおり。

- 政策策定者及び社会における障害の人権モデルについて理解を深め、また障害者との違いと尊厳を尊重し、人間の多様性と人間性の一部として障害者を受け入れるための国家・州戦略を採択する。
- DPO を改革に巻き込み、評価を複数回行なうことで申請者に過度の負担をかけないようにし、また、政策やプログラムがケア、治療、保護という観点から、平等とインクルージョンを阻害するような環境や態度の障壁の除去という見方に変えることを確認し、障害の人権モデルに沿って障害者を評価・認定するためのガイドラインに改定する。
- 法制度、政策、事業を、2016 年法、2017 年法、及び NTA1999 年法を含めた、CRPD の内容に沿った形にするためにその過程をレビューする。
- ユニーク障害 ID (Unique Disability Identification。以下、「UDID」) カードが未だ普及していないような農村地域において、差別することなくすべての障害者にとって利用可能でインクルーシブな地域サービスを提供する。
- 公的政策努力において農村地域に暮らす人々を含めたすべての障害者を対象とした DPO を通した障害者を意味のある巻き込みによって、国・州レベルにおける CRPD の実施のための活動計画の素早くレビューし、採択する。また、分野を超えた人的、技術的リソースの確保と予算措置を行うこととする。
- 全州において障害者の権利を認識できるような法令の実施のために、国レベルの機関と協力する。
- CRPD の実施とモニタリング、及びすべてのレベルの政府と公的政策における意思決定において DPO を通した女性障害者、障害児を含む障害者が参加する。
- 後見人制度を含む DPO の参加に関する障壁を取り除き、彼/彼女らの効果的参加のための適切なリソース、アクセシブルでインクルーシブな情報及びコンサルテーションの方法を提供する。
- 障害者の意見を重要視し、物事を決定する際に協議の結果として反映させる。また、アカウンタビリティの基準が公的な意思決定の際に採用される。
- 障害を理由とした差別の禁止を徹底するために憲法を改定し、2016 年法のセクション 3 (3) を廃止する。これによって法令が直接的・間接的な障害を理由とした差別、複合的差別に直面する障害者について認識できるようにする。
- ヒンドゥー婚姻規定、家庭裁判所規定における文言を含むすべての分野において、ハンセン病の人々に対する差別的な法令を廃止する。また、彼/彼女らの移動の自由を制限したり、社会への参加を妨げるような文言を削除する。これらの法令はハンセン病の人々及びその家族の問題を解決するために、彼/彼女らに対する差別の撤廃のための原理とガイドラインに沿う内容とする。
- 差別に直面する障害者のためのインクルーシブかつ平等であることを達成する事を目的として、複合的差別に対抗するように反差別法令及び公的政策を精査し、採択する。

- ・ 女性障害者への差別における性別的な側面にかかる配慮をしつつ、障害を理由とした差別や合理的配慮の否定にかかる補償を含む、効果的な法的措置への障害者のアクセスを保障する。
- ・ 障害のある女性と少女への複合的差別の解決を強化する。
- ・ 障害のある女性及び女兒の平等とインクルージョンを人生のすべてのステージにおいて促進するための国及び州の事業計画を採択し、国家女性政策に障害を取り込み、また、啓発プログラムにおける DPO を通した女性障害者を含むスティグマ、ジェンダー、障害のステレオタイプをなくすための効果的な啓発キャンペーンを行うこととする。
- ・ 機能障害の種類、都市と農村、民族アイデンティティ、社会・経済的背景に関わらず、すべての障害のある女性及び女兒の権利を守るために国及び州レベルにおけるジェンダー関連政策の策定と予算措置を行うこととし、よりよい政策とサービス提供のために、ジェンダー、年齢、民族、言語、宗教的背景に関する分類されたデータの収集を行う。
- ・ 女性・子ども開発省、全国女性員会、州女性員会によって採択される政策に関連するものを含むすべてのレベルにおける決定と政策策定における女性障害者の効果的な完全参加を約束する。
- ・ 基本的な公的サービス及び支援において、幼児期を含む障害児のインクルージョンを約束し、財源を割り当てることとする。また、すべての子どものためのアクセシブルな早期発達センターを約束する。
- ・ 児童保護事業及び、農村地域の子ども、放棄リスクに直面した子どもを対象としたその他事業のもと、すべての障害児の効果的保護を約束する。また、里親を含む地域における支援提供の対策の制度化と強化を行うこととする。
- ・ 行政もしくは司法手続きにおけるものを含む彼/彼女らの生活に関連するすべての事柄において、障害児が自らの考えを表現できるような対策をとることとする。
- ・ 農村地域、対象となる学校において、障害者に対する偏見とスティグマをなくすための啓発活動とこの成果のモニタリングを含んだ国家戦略を採択する。
- ・ 政策策定者、組織のすべてのレベルの行政職員、司法関係者、法執行官、メディア、専門職、障害者及びその家族とともにもしくはは彼/彼女らのために業務する職員を対象としたトレーニングを含む総合的な啓発プログラムを実施する。国は、障害の人権モデルを促進させ、社会における障害者に対する蔑称の利用や偏見、インターセックス²⁶の人々に対する複合的差別、とりわけ、性的指向と性同一性を理由とした差別の対策をすべきである。
- ・ CRPD、選定議定書及び権利員会の見解を地方の言語に翻訳し、アクセシブルなフォーマットで広めることとする。

²⁶ 両性具有、半陰陽などと呼ばれる男女両方の性を兼ね添えている性質を指す。

- ・ 特に農村地域におけるアクセシビリティ改善のために、すべてのステージにおけるDPOを通じた障害者を巻き込んだ、適切な時間的枠組み、予算、モニタリング、評価を伴ったすべての計画と手続きの実施におけるアクセシビリティ対策にかかる公的インフラ整備に従事するすべての省庁に求められるような分野横断的なアプローチを採用する事によって、アクセシビリティにかかる障害者権利法 2016 のセクション 40-46 を実施する。
- ・ アクセシビリティの要求事項が、物及びサービスにかかる公的な調達にかかる法令や政策、特に国及び州レベルのインド企画局法において、包含されることとする。
- ・ 輸送の譲歩と免許を含む交通サービスのアクセシビリティ、及び、情報のアクセシビリティを確保する。また、建物のバリアフリー化を加速させる。
- ・ すべての障害者の生きる権利を尊重する対策をとり、施設での障害児の死因を特定し、加害者の制裁を目的とした調査を実施する。また、国はインターセックスの子どもたちを攻撃と関連する有害な慣行から保護し、暴力と武力紛争に関連する障害者の殺害を予防する対策をとる。
- ・ 権利委員会は、災害リスク軽減のための仙台枠組み 2015-2030、及び、国内避難にかかる指導原則に沿うよう推奨した。
- ・ リスクのある状況下に障害者のインクルージョンとアクセシビリティにかかる対策の実施を行うこととし、災害リスク削減戦略、国家災害管理計画やガイドラインにおいて、DPO を効果的に巻き込むこととする。
- ・ リスクのある環境において、すべての障害者にとってアクセシブルな早期警報システムを開発する。
- ・ 障害のある国内避難民、特に長期間にわたって避難している障害者のために、暴力、武力紛争、自然災害時における、すべてのリスク下において、人権を基本とした対応を行う。また、障害のある国内避難民に支援とアクセシブルかつ安全なシェルターを提供し、彼/彼女らの権利を保護するための政策を採択する。
- ・ ジャンム・カシミール地方の障害者の状況を評価するための対策をとり、彼/彼女らへの支援、保健、教育のような地域基礎サービスへのアクセスを確保する。また、「人道的活動における障害者のインクルージョンに関する憲章」の承認を検討する。
- ・ 障害者権利法（第 14 章）、精神保健ケア法（第 4 章）、自閉症、脳性まひ、知的障害、重複障害のある人々のための福祉国家基金法を含む、国及び州の法令と慣行からのすべての種類の後見をなくす。
- ・ すべての障害者の自律性、意志、好みを尊重するような支援のある意思決定システムを導入し、これらのシステムについて障害者に情報提供する。
- ・ 法の下での平等な権利について、また、ハンセン病者、盲ろう者、知的・精神障害者を含むすべての障害者の法的能力に対する権利を実現する方法について、障害者家族を含んだ社会における啓発活動を行う。国は、障害者の権利にかかる法の下での平等について、

また CRPD に沿った支援付きの意思決定の準備について、公務員対象に研修を実施する。

- ・ 障害者のための差別のない司法への効果的アクセスを確保し、すべての分野の法令に関する苦情のメカニズムと司法制度について、手続き、年齢に適した、ジェンダーに配慮した対応を行う。国は障害者に対してアクセシブルで無償の法的支援を提供し、物理、情報の環境にかかる障壁を除去する。特に、ジェンダーに根ざした女性への暴力があった場合や、被後見の女性や施設内の女性に被害があった場合に、アクセシブルな報告手続き方法を整える。
- ・ 司法制度がジェンダーに配慮した方法で事件を裁くこととし、これに関する苦情の手続きは女性障害者に対応し、彼女たちのプライバシーと安全を約束する。
- ・ 起訴と裁判は障害とジェンダーに配慮し、スティグマ、ジェンダー、障害のステレオタイプへ対策を講じる。
- ・ 警察を含む犯罪司法制度におけるさまざまな関係者が、障害者の参加を促すための研修を受けることとする。また、裁判官を含む司法制度における障害当事者の専門家としての参加を促進、支援する。
- ・ 精神保健ケア法とボンベイ (Bombay) 物乞い防止法における、機能障害を理由とした施設収容の許可に関する条項を廃止し、すべての種類の機能障害を理由とした施設収容、非自発的入院、分離をなくし、またすべての種類の施設における知的、精神障害者の分離をなくすための戦略を採択する。
- ・ 知的障害者の彼/彼女らの家庭における監禁を防ぎ、他者と平等な、すべての障害者に対する、人権に基づく支援及び地域・サービスを提供する。
- ・ 刑事手続きにおける公正な裁判と適切な手続きにかかる精神障害者の権利を保護し、精神障害者用刑事病棟の利用をなくす。
- ・ 処女確認検査 (two-finger test) の禁止を徹底し、これが実施された場合には制裁を課すこととする。また、アカウントビリティの仕組みが司法制度において実施されることとする。国連女子差別撤廃条約 (Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women。以下、「CEDAW」) 委員会による、ジェンダーに配慮した警察捜査及び被害者・証人の取り扱いに係る推奨事項を実施する。
- ・ 国連拷問等禁止条約及び選択議定書を迅速に批准する。
- ・ 障害者が施設に収容されているすべての場所について、とりわけ国家人権委員会及び州委員会による監視を行ない、施設内の障害者からの苦情をくみ取るアクセシブルなメカニズム作ることとする。拷問や虐待にかかる事例についてデータを集めるためにタスクフォースを設置する。その際、DPO の効果的な巻き込みを行うこととする。
- ・ 障害者へのすべての形の虐待が、拷問と虐待の事例が調査及び起訴され、加害者が制裁されることとなっている国際的法令での拷問にかかる定義にそって、刑事犯罪となる。また、虐待された障害者に対して救済措置がなされることとする。

- ・ 障害のある女性、少女、少年を含む障害者に対するあらゆる形の暴力を特定し、予防し、これと戦い、なくすための国及び州の戦略を採択し実施する。
- ・ ジェンダーに基づく障害のある女性と少女への暴力の事例を特定するための対策を採択する過程において、DPO、特に女性障害者組織が参加すべきである。
- ・ 障害者権利法、少年司法（子どものケアと保護）（2015）、家庭内暴力における女性保護法（2005）に含まれる女性に対するジェンダーに基づいた暴力に直面する障害のある女性及び省の状況に対応する法的支援について迅速に実施する。
- ・ 国家犯罪記録局が、障害のある女性・少女に対するジェンダーに基づく暴力や親密なパートナーによる暴力を含む、暴力及び搾取があった場合に、ジェンダー、年齢、住所、加害者との関係、障害別のデータを収集する。
- ・ 性的暴力を含む暴力への救済策、苦情を訴えるアクセシブルなメカニズム、施設に暮らすものも含んだ障害者のための司法へのアクセスを確保する。
- ・ 障害者のためにデザインされたすべての設備、プログラムが、CRPD16条に沿った形で独立機関によって効果的にモニターされることとする。また DPO を含む市民社会組織がこの監視活動に関与する。
- ・ 女性重度障害者の中絶の同意の免除にかかる 2016 年法セクション 92 (f) を廃止する。また、第三者の合意に基づいた医療措置を認可する法令を廃止する。そして、すべての障害者に対して、医療措置に関する事前のインフォームドコンセントを表明するための支援付きの意思決定のメカニズムを提供する。
- ・ 障害のある女性と少女に関連するダウリー²⁷の支払いや強制結婚のような有害な慣行の法的禁止の共生の努力を倍増させ、有害な慣行をなくす。国は、有害な慣行について地域レベルにおいて啓発キャンペーンを企画し開始することについて、女性に対する暴力及びその原因と結果にかかる特別報告者²⁸によって発行された推奨事項の実施を保障する。
- ・ 性別指定、もしくは性別正常化のための手術、インターセックスの子どもに対する汚名といじめを防ぐための措置を採用する。また彼/彼女らの身体的精神的保全にかかる権利を保障する。
- ・ 出生後ただちに障害児の登録と出生登録データの分類を行うプログラムを採択する。また、すべての障害児のために UDID に理解を促進し、適切な早期療育と地域サービスへの彼/彼女らのアクセスを促進する。
- ・ 留置キャンプにいるような住所不定の障害者の人権を尊重また保護し、国籍の再取得を許可する対策を至急採択する。また、無国籍者の地位に関する条約、及び無国籍の削減に関する条約に関連する条約を批准もしくは条約に加入する。
- ・ 障害に基づいたすべての形の施設収容をなくし、重度障害者のための施設の設置にか

²⁷ ヒンドゥー教徒の婚姻において、女性側から男性側に贈与される財・持参財。

²⁸ 特定の国の状況または特定の人権テーマに関し調査報告を行うために、人権理事会から任命された独立した専門家

かる法令を廃止する。また、適切な時間的枠組み、資金的・人的・技術的リソースを活用し、脱施設化戦略を採択する。その際、DPO と協議を行い、すべての種類の施設から障害児を開放することを優先する。

- ・ 介助者を提供し、個別支援を強化する。また地域における障害者のインクルージョンを促進するような地域サポート・ネットワークを強化する。
- ・ 一障害者の地域サービスへのアクセス、特に知的・精神的障害のある女性にとっての住宅・インクルーシブ教育・就労・雇用のような公共サービスへのアクセスにかかる障壁の除去、にかかる進捗を表す指標と戦略を採択する。
- ・ 国は補装具の利用可能で、平等に配布でき、手ごろな価格で提供できるように取り組む。また、地方レベル、農村地域における障害者の巻き込みを図り、補装具の製造、維持管理、配布のための地元の製造業者を巻き込みながら、質の基準に関する研修を開発する。
- ・ 手話を公的言語として認識し、裁判手続き、ヘルスケア、教育、余暇、宗教・文化サービスにおける手話通訳者の研修や利用の可能性を増加させるために公的なリソースを割り当てる。
- ・ すべての障害者が、国際的に認識されたアクセシビリティ基準に沿った形で、討議可能でかつ代替コミュニケーション、読むのがやさしく、簡単な言語で、触感によるコミュニケーションやアクセシブルなデジタル・インターネット・ベースのサービスを利用してすべての公的な情報やサービスにアクセスできることを保障する。
- ・ アクセシビリティの要求に準拠していない事に対する制裁を科すような国家放映に関する法令を施行する。
- ・ 国はすべての特定手続きが個人のプライバシーを保障し、特に障害者と接するサービスプロバイダーや個別支援提供者における障害者のプライバシーの保護にかかる法令を実施する。
- ・ 知的障害、精神障害者、及び大きな支援を必要とする人を含む障害者の家族と結婚に関連する制限について、結婚、離婚にかかる法令を廃止する。
- ・ 養子規定（2017）の中で述べられている、身体的、知的、情緒的障害のある子ども、生命に危険の及ぶ医療的状态にある子どもの養子縁組は不適格であるという文言を廃止する。また、中央養子リソース機関によって人権に基づく養子縁組の手続きをモニタリングする。
- ・ CRPD の 23 条 (3) (4) に沿って、障害児とその家族の支援と、障害を理由とした子どもを家族から離別することを防ぐような政策を採択する。
- ・ 障害児のインクルーシブ教育の実施を保障する対策をとる。また障害者の非識字を改善する努力を倍増させる。
- ・ 特にハンセン病やインターセックスの子どもを含む障害児に対する拒否、スティグマ化、いじめを防ぐ対策をとる。また、教育へのアクセスを確保し、障害ステレオタイプに反対するキャンペーンを実施し、差別があった場合の苦情を伝えるメカニズムと苦

情の制裁について対策をとる。

- ・ 農村地域における障害児のためのアクセシブルな学校の建設と管理のために持続的な人的・資金的リソースを保障する。
- ・ 物理的環境、入学手続き、教材・指導方法、学習オンラインプラットフォーム、教室と通学を含む、学習環境が、障害児にとってアクセシブルかつ安全であることを保障する。また、すべてのレベルの教育において討議可能、代替コミュニケーション、読むのが容易、教室での手話通訳が利用可能であることを確保するような対策を採択する。
- ・ 障害のある女性・少女に対して、適切かつアクセシブルな性及び出産に関するヘルスケアを提供する対策をとる。また、障害のある女性・少女がジェンダーに起因した暴力を受けた場合の対応とカウンセリングがアクセシブルでインクルーシブかつ年齢・ジェンダーに配慮したものとする。
- ・ 農村、都市地域においてすべての障害者のために国民保険とこれへのアクセスを保障する。
- ・ サービス提供者が保健サービスへのアクセスを促進し、ハンセン病、知的・精神的障害のある女性・少女を含む障害者のための全国保健サービス事業の中の障害に関連したヘルスサービスの提供において差別なく、かつ平等にアクセスできるような方法を採択する。
- ・ 国は地域に根ざしたインクルーシブ開発（Community Based Inclusive Development。以下、「CBID」）を促進する。特に農村地域の DPO と協議を行いつつ、困窮者慈善（Deen Dayal²⁹）障害者リハビリテーション事業の枠組みを修正する。また、国全体におけるハビリテーション、リハビリテーションのための予算措置を行い、定期的なプログラムのモニタリングと評価の品質基準を保障する。
- ・ 障害者のための平等な雇用機会を提供する政策、リクルート、技術開発訓練プログラムを通じた、開かれた労働市場における障害者による雇用へのアクセスを保障するための国・州の戦略を採用する。また、国は国家マハトマ・ガンディ地方雇用補償法の実施におけるすべての障害者のインクルージョンを保障し、実施にかかる分類されたデータと情報の収集を行う。
- ・ セクシャルハラスメントの被害を受けた女性のための救済措置提供、アクセシブルな公的情報の普及によることを含む、女性障害者に対する職場におけるハラスメント、搾取、虐待にかかり断固として戦う。
- ・ 障害者、特に疎外されたグループの障害者について、開かれた労働市場への雇用の促進にかかる効果的な対策をとる。
- ・ すべての障害者のための、年金事業、失業手当、通勤手当、ケア手当及びその他の資格、都市部・農村部における十分な生活条件のための助成を含む社会保障プログラムへの

²⁹ 「虐げられた者や貧しい者に慈悲を与える」を意味する。

アクセスを保障する。また、国は障害、ジェンダー、年齢で分るされたデータの収集と十分なモニタリングをする。

- すべての障害者が障害に関連する余分にかかる費用と障害年金をカバーするような資格へのアクセスを導入し、保障する。また年金へのアクセスの識別手続きを強化して、年金賃金を引き上げる。
- 障害者に対して手ごろな価格で平等にアクセスできるような住宅にかかる公的政策を採択する。また、生活の適切基準へのアクセスとして適切な住宅、及び、差別のない権利にかかる、2017年の特別報告者によって発行された推薦に注意を払いつつ、対象期間の安全を確保するための措置を保障する。
- すべての障害者の投票及び選挙に立候補し公職に就く権利の制限を規定する法令の修正し、積極的是正措置の対策を含むすべてのレベルの公的意思決定過程と政治生活の中で障害者の参加を促進する。
- DPO との協議を通じた物理的・情動的環境を含む、選挙手続きのアクセシビリティを確保する。その際、2015年の南アジア選挙管理組織フォーラムの第6回会議の決議を配慮する。
- 国は余暇、スポーツ施設のアクセシビリティをモニターし、文化的な活動を把握し、障害者の文化公演と文化交流への参加を奨励する。また、アクセシブルなフォーマットの読み物を出版する者、及び、マラケシュ条約に沿った形で分野を超えたリソースの交換を促進する者、に対してインセンティブを与えるような政策を採用する。
- SDGs17、18の視点で、国はDPOと協議しつつ、障害者人口の収集、分析、分類を行うための障害者統計にかかる、ワシントングループの質問票一式の方法に対して回答する。その際、ジェンダー、年齢、民族、障害、社会経済的状況、雇用、直面している障壁、住所、によって分類されたデータと私、障害に特化し、かつ障害インクルーシブであるか、もしくは、主流化された収集データであることを保障しつつ、障害者への差別と暴力にかかるデータを入れこむ。
- 国際協力事業の一部として開発されたプログラム、プロジェクトの計画、実施、モニタリング、評価における障害者の効果的な参加、インクルージョン、コンサルテーションを保障する。
- 2030アジェンダとSDGsの国による実施とモニタリングにおける障害者の権利と要求を主流化する。
- CRPDの効果的実施のために、中央諮問委員会、同委員会と同等組織の役割、国とすべてのセクターにおけるすべてのレベルにおいて障害へのフォーカルポイントの調整について、強化対策する。
- CRPD33条(2)で定められている技術的、人的、資金的サポートをマנדート達成のために提供し、国、州の人権委員会が独立したモニタリング枠組みの一部となるようにする。また、国は委員会の独立したモニタリング枠組みを構築する際に、これにかかる

ガイドラインを考慮する。

- ・ CRPD の実施のモニタリングへの DPO を通した障害者の効果的参加を保障する。

フォローアップ

総括所見における推奨事項のうち、CRPD と国内法の調和、国家犯罪登録局による配偶者による暴力とジェンダーに基づいた女性への暴力を含む、暴力、搾取にかかる事例データ収集は至急取り組まれるべき対策とされている。また、委員会はインド政府に対し、以下を強く推奨している。

- ・ 政府要人、国会、関連省庁職員、司法・教育・医療のような専門職のグループメンバー、地方政府、民間部門、メディアに対して、近代的な社会的コミュニケーション戦略を用いて、対策を検討し、実施に移していくこと
- ・ 市民社会組織、特に DPO を、定期報告の準備において巻き込んでいくこと
- ・ 総括所見を NGO、DPO、障害者個人とその家族を含む人々に、公用語と手話のような少数派言語やアクセシブルな形式を使って、広く普及させること
- ・ 総括所見をを人権にかかる政府のウェブサイトにおいて閲覧可能とすること

2-4. 障害関連施策の状況

① リハビリテーションを含む医療サービス³⁰

地域レベルのヘルスケアについては、全国農村保健ミッションプログラムが 2005 年に開始され、農村部における基本的なヘルスケアの提供制度の刷新と、質の高いヘルスケアを提供するためのインフラ整備を目的とした。これにより、栄養、衛生、安全な水等の健康の決定要因における相乗効果を狙っている。

障害の早期発見・療育については、保健・家族福祉省との連携による国家基金の 2009 年に実施された早期療育プログラム (Rashtriya Bal Swasthya Karyakaram) 事業は、0 歳から 18 歳までの子どものスクリーニングを実施するイニシアチブであり、誕生・病気・欠陥・障害を含む発達の遅れの発見を目的とした。また、障害者エンパワメント局の国家基金が実施する 2017 年以降に実施された早期療育・入学準備にかかる Disha 事業は、0 歳から 10 歳までの障害児を対象とし、療法・訓練の提供と家族の支援、1 日最低 4 時間のデイケアサービスの提供等が挙げられる。

健康保険については、社会正義エンパワメント省障害者エンパワメント局が運営する国家基金によって、健康 (Niramaya) 事業が実施されている。同事業はジャンム・カシミール地方以外の全国の UDID を保持する障害者を対象として、最高 10 万ルピー³¹ (約 141,200 円) までの健康保険サービスを提供している。各種診断・治療・手術とこれにかかる交通費

³⁰ 政府報告及び社会正義・エンパワメント省ウェブサイト情報に基づき記載。

³¹ JICA 統制レート 2020 年 12 月：1 ルピー=1.412 円。一診断毎の最高金額であるかは確認できない。

等が保険の対象となっている³²。

義肢装具・補装具関連では、障害者エンパワメント局によって運営される義肢装具製造公社（2013年登録）が、リハビリテーション自助具及び支援機器、義肢装具にかかるサービスを提供している。同局による障害者補装具支援事業では、障害者関連国立機関、地域総合センター、県障害リハビリテーションセンター等を通じて補装具の購入・調整にかかる支援を行っている。また、社会正義エンパワメント省による貧困高齢者自助具・支援機器提供（Rashtirya Vayoshri Yojana）事業においては、貧困ライン以下の生活をする高齢者のうち、視覚障害、聴覚障害、歯の欠損や運動の困難がある者を対象とした補装具の提供を行っている。

医療サービスに関連する障害児に対する特別な配慮としては、2013年に制定された子どものための国家政策がある。同政策は障害児の保健、栄養、発達、教育、保護、参加にかかるサービスの提供を目的の一つとしている。

② 教育³³

義務教育が正式に法令化されたのは2009年である。無償の義務教育にかかる子どもの権利法（The Right of Children to Free and Compulsory Education。以下、「RTE法」）は、対象年齢を6歳から14歳までの8年間としている。障害児教育については、過去の国家開発計画によれば、第2次5カ年計画（1956-1961）において視覚・聴覚障害児モデル学校設立、第4次計画（1969-1974）の弱視児学校・脳性まひ児学校・視覚／聴覚障害者統合学校の設立、第6次計画（1980-1985）の障害者からの要望を基にした統合学校設立、第8次計画（1992-1997）の全国の障害児を対象とした奨学金プログラム実施等、障害児の教育について政府による対策があった。また、1970年代から80年代にかけて国立の肢体不自由、視覚、聴覚、知的障害施設が設立されており、1981年の国際障害者年前後において、中央政府による特別支援教育分野への関心は高まっていた。

インクルーシブ教育については、1980年代から統合教育の事業が開始されたものの、国家教育政策によって統合・インクルーシブ教育が強調されたのは、同政策の行動計画が策定された1990年以降であった。なお、インドは1992年に児童の権利に関する条約に批准しており、1994年のサラマンカ宣言にいたってはその影響によりインドにおける障害児の就学率が改善している³⁴。インドが転換期を迎えたのは、2005年に人間開発省によって発表された「障害のある子どもと若者のインクルーシブ教育にかかる活動計画」である。同計画において具体的な対応が盛り込まれた。その後、RTE法（2009）、2016年法の制定によりさらにインクルーシブ教育が促進された。最新の国家教育政策（2020）においては、障害のある児童・生徒の教育を受ける場の選択肢として、インクルーシブ教育だけでなく、特別支援教育

³² <https://thenationaltrust.gov.in/content/scheme/niramaya.php>（参照2020-12-12）

³³ 政府報告及び社会正義・エンパワメント省ウェブサイト情報に基づき記載。

³⁴ UNESCO (2019)

及び家庭での教育を提供している。

表 2-4 障害児の教育に関する法令及び政策

No.	政策名	概要
1	教育国家政策（1986）及び行動計画（1992）	特別なニーズのある子どもの他のグループへの統合を強調
2	障害者法（1995）	障害児の無償教育の義務化及びインクルーシブ教育の推奨
3	子どものための国家憲章（2003）	障害児が尊厳と経緯をもって充実した生活を送れるように適切に支援され、主流化され、教育・訓練・リハビリテーション・余暇・療育サービスの提供の保証を目的としている。
4	子どものための国家行動計画（2005）	子どものための国家憲章の実施移行にかかる行動計画であり、障害児が、保健・教育・職業訓練並びにその他の専門的なリハビリテーションサービスへの包括的かつ効果的なアクセスの提供を目的としている。
5	国家カリキュラム枠組み（2005）	国立教育訓練研究協議会によって策定されたインクルーシブ教育へのコミットメント
6	障害のある子どもと若者のインクルーシブ教育にかかる活動計画（2005）	幼児期から高等教育までのすべての通常教育機関における障害のある子どもと若者のインクルージョンの協調
7	障害者国家政策（2006）	障害児の無償教育の義務化及びインクルーシブ教育の推奨
8	無償義務教育権利法（2009）	すべての子どもを対象とした無償教育の義務化
9	無償義務教育権利法改定（2012）	不利な立場のグループに属する障害児、脳性まひ・知的障害・重複障害児を対象に追加
10	子どものための国家政策（2013）	障害児を対象とした特別なケアと、保健・栄養・発達・教育にかかる優先的な配慮
11	子どものための国家行動計画（2016）	子どものための国家政策（2013）の実施移行にかかる行動計画であり、障害児を含むすべての子どもの権利の保障と差別の禁止
12	障害者権利法（2016）	インクルーシブ教育の義務化
13	国家教育政策（2020）	特別支援教育、インクルーシブ教育、家庭での教育の3つのアプローチを採用している。

出所：Sanjeev. K. et al (2007)、浅野（2013）、インド政府女性・子ども開発省（2016）、政府報告、世界銀行（2009）、辻田（2010）を基に調査チームが作成

政府は初等教育標準化 (Sarva Shiksha Abhiyan。以下、「SSA」) 事業を実施している。6 歳から 14 歳までの子どもを対象としており、障害の種類に関係なく教育を提供し、公的な小学校への障害児の就学を主な活動としている。SSA は障害児一人当たり年間 50 米ドルまでの資金援助を行い、リソース教員が関与する場合には年間 16US ドルの資金援助を行っている。障害児の教育に関する法令及び政策を表 2-1 に示す。

教育現場におけるバリアフリー環境整備に関しては、1995 年法第 30 条において「学校、短大 (College)、職業訓練及び専門学校を含むその他の教育機関における建設上の障壁の除去」が規定されており、さらにこの点を強調するために障害者国家政策 (2006) において「2020 年までにすべての学校を障害者に配慮した環境にする」としている。高等教育レベルにおいては、大学助成委員会 (University Grant Committee。以下、「UGC」) の事業³⁵として、「特別なニーズのある学生のための高等教育 (Higher Education for Persons with Special Needs)」及び「視覚障害のある教員への財政支援 (Financial Assistance to Visually-Challenged Teachers)」等が実施されている。これらの事業は、1995 年法制定後の策定された第 9 次国家開発 5 年計画 (1997-2002) 期間中に開始され、第 12 次計画 (2012-2017) まで継続して実施された³⁶。また、大学助成委員会がすべての大学に対して、全盲の学生のためにカセットレコーダーの設置、すべての障害者のための設備の提供、物理的環境をバリアフリーするための措置、点字図書とトーキング・ブック³⁷の提供、等を要請している。

高等教育における障害のある学生の就学枠については、1995 年法第 39 条に沿って、すべての公立教育機関において 3% を設置しており、障害のある教員の雇用にかかる規定に拡張されている。これらの規定の実施促進にかかる業務を UGC が担っている。

障害のある学生を対象とした奨学金制度に関しては、障害者エンパワメント局が 6 つの種類の奨学金プログラムを提供している。その他、社会正義エンパワメント省による福祉施策である指定カースト中央特別支援事業の州・地方予算全体の 5% が、障害のある学生に対して奨学金の追加手当支給や生計支援を含む経済的支援のために当てられている。

③ ジェンダーと障害³⁸

憲法 15 条において、性別による差別の禁止が明記されている。NP2006、国家開発第 12 次計画 (2012-2017)、女性への家庭内暴力保護法 (2005)、並びに 2016 年法等において女性障害者配慮にかかる記述がなされている。2016 年法の冒頭において、CRPD の障害者のエンパワメントに関する原則として 8 つの原理、1) 個人の尊厳の尊重、自ら選択する自由を含む個人の自主性、及び、個人の自立、2) 無差別、3) 社会への完全で効果的な参加とインクルージョン、4) 人間の多様性と人間性の一部としての障害者の受け入れと差異の尊重、

³⁵ https://www.ugc.ac.in/pdfnews/1604485_person-with-disabilities-Uni.pdf (参照 2021-01-20)

³⁶ 国家開発 5 年計画を担当してきた計画委員会 (Planning Commission) の解体を受けて、第 12 次計画 (2012-2017) の後には策定されておらず、これが最後の計画となっている。

³⁷ 視覚障害者のために、文字資料を音読してレコード (音盤) またはオーディオテープに録音した資料。

³⁸ 政府報告及び社会正義・エンパワメント省ウェブサイト情報に基づき記載。

5) 機会均等、6) アクセシビリティ、7) 男女の平等、8) 障害児の能力向上の尊重と障害児のアイデンティティを維持する権利の尊重を掲げており、特に女性障害者と障害児については、権利、社会保障、保健、リハビリテーション、レクリエーション等の条項において繰り返し強調されている。また同法が定めるところ、国家及び州障害者諮問委員会の委員として、それぞれ最低5人の女性が任命されることとなっている。

インドは1980年にCEDAWを批准しており、全国女性委員会及び州女性委員会が女性障害者の苦情へ対応している。なお、女性障害者を対象とするサービスについては表2-2に示すとおり。

表 2-5 女性障害者に特化したサービス

分野	省庁/機関名	サービス内容
子どものケア	人事・公的苦情・年金省	女性障害者の子どもを対象とした月 1000 ルピー（約 1,412 円）の補助金提供。子ども数の制限は2人までとし、2歳未満とする。
雇用	全国指定カースト金融開発公社	マイクロクレジットを含むすべての事業における女性障害者の利子に対する1%の割引。
	全国障害者金融開発公社	同組織のすべての事業における女性障害者の利子にかかる2%の割引
	社会正義エンパワメント省障害者エンパワメント局	—補装具購入にかかる障害者支援における、女性に対する25%の予算措置 —女性専用の職業リハビリテーションセンターの設置
褒賞	—	障害者エンパワメントにかかる全国大会賞における女性障害者のための7つの枠の設定。

出所：政府報告を基に調査チームが作成

なお、国内の女性障害者によって結成されたインド障害のある女性ネットワークインドが存在しており、全国の女性障害者の声をまとめてCRPDの平行レポートとして提出している。

③ 訓練・雇用、就労支援³⁹

憲法39条において、すべての国民は生計のための権利を有しており、男女に対して平等な仕事と平等な給与の支給が規定されている。2016年法においては、障害者の就労支援、特に職業訓練及び自営の促進のために、さまざまな事業を政府が立ち上げると述べられて

³⁹ 政府報告、社会正義・エンパワメント省ウェブサイト情報、並びに浅野宜之（2012）に基づき記載。

いる。具体的な事項として、以下の6点が規定されている。

- 1) すべてのフォーマル及びノンフォーマル職業技術訓練事業における障害者のインクルージョン
- 2) 障害者が特定の訓練を受ける際に適切な支援と設備の確保
- 3) 発達障害、知的障害、重複障害、自閉症のある人々のために、市場とリンクした専用の技術訓練プログラムの実施
- 4) マイクロクレジットを含む割引した利子のローン貸付
- 5) 障害者によって作られた製品の販売
- 6) 障害者の技術訓練及び自営の進捗に関する詳細データの管理

また、2016年法は公務員として障害者の雇用の際に、差別のない対応、合理的な配慮、バリアフリーな環境を提供するとしており、CRPDの内容が反映されている。なお、1995年法で定められていた障害者雇用割当3%に関する記述は削除されている。

職業教育については、障害者の社会的、経済的、心理的、職業的な潜在能力を引き出すことを目的に、国立の障害者職業リハビリテーションセンターが全国21カ所に設立されている。内7カ所には技術訓練ワークショップが設置されている。さらに、障害者エンパワメント局により運営される8カ所の国立障害者機関においても職業訓練が実施されている。2015年には障害者エンパワメント局と技術開発・起業家精神省の連携によって障害者技術訓練国家行動計画が開始され、2022年までに250万人の障害者を対象とした技術訓練の提供が盛り込まれている。同計画においては政府・NGO機関（2018年末時点合計266機関）によって技術訓練が実施されている。

雇用斡旋については、障害者エンパワメント局の国家基金がジョブフェア等のイベントを開催しており、障害者と雇用主をつなげる機会を提供している。

自営については、1997年に社会正義エンパワメント省によって設置された国家障害者財政開発公社がサービスを提供している。同公社の目的として、1) 障害者に裨益する経済開発活動と自営の促進、2) 自営の適切かつ効果的な管理のための技術向上のための障害者へのローン貸付、3) 職業リハビリテーション及び自営につながる専門・技術教育を受けるための障害者へのローン貸付、4) 自らの製品を販売するための自営障害者の支援、の4つを掲げている。国家障害者財政開発公社によって技術訓練が提供された障害者数は2018-2019年度において1万5,800人であった。また、国家基金によるインセンティブ(Uddyam Prabha)事業が実施されており、同事業は障害者の自営のための経済活動の促進している。

働く権利を保障し、労働と社会保障に関連するプログラムとして、2005年に全国農村雇用保障法が制定され、同プログラムの対象として障害者が含まれている。2012-2013年次報告において31万人を超える障害者が同プログラムによって裨益している。特定技術の必要ない労働を年間最低100日間提供することによって、農村地域における生計保障を目的としている。

自助グループ形成を形成し銀行ローンと政府援助資金による低所得世帯への支援を通じた貧困削減を目的として 1999 年に農村開発省によって開始された地方貧困層自営支援事業 (Swarnajayanti Gram Swarozgar Yojana) は、2011 年にミレニアム開発目標達成に向けて生計アプローチを導入して名称変更され全国農村生計ミッションとなった。同ミッションは最も脆弱なグループを対象としており、障害者割当 3%を設定していた。同事業は 2015 年に住居・都市部貧困削減省による貧困層技能訓練事業 (Deen Dayal Antyodaya Yojana) に引き継がれ、さらに地方貧困青年育成事業 (Deen Dayal Upadhyaya Grameen Kaushalya Yojana) として農村開発省が継続実施することとなった。なお、同事業は障害者割当 3%を引き継いでいる。同事業は、貧しい地方の若者の技術向上、通常月給もしくは最低賃金を超える仕事の提供を通じた貧困削減を目的としている。

障害者によって作られた製品及びサービスのマーケティング支援として、社会正義エンパワメント省障害者エンパワメント局によって実施される事業がある。商品展示会等への参加支援等を実施している。

なお、障害者の雇用のデータとして国勢調査(2011)が以下のような情報を提供している。

- ・ 全障害者のうち、36%は働いている。
- ・ 障害のある男性のうち、47%が働いている。
- ・ 障害のある女性のうち、23%が働いている。
- ・ 農村部では、障害のある女性のうち、25%が働いている。
- ・ 都市部では、障害のある女性のうち、16%が働いている。

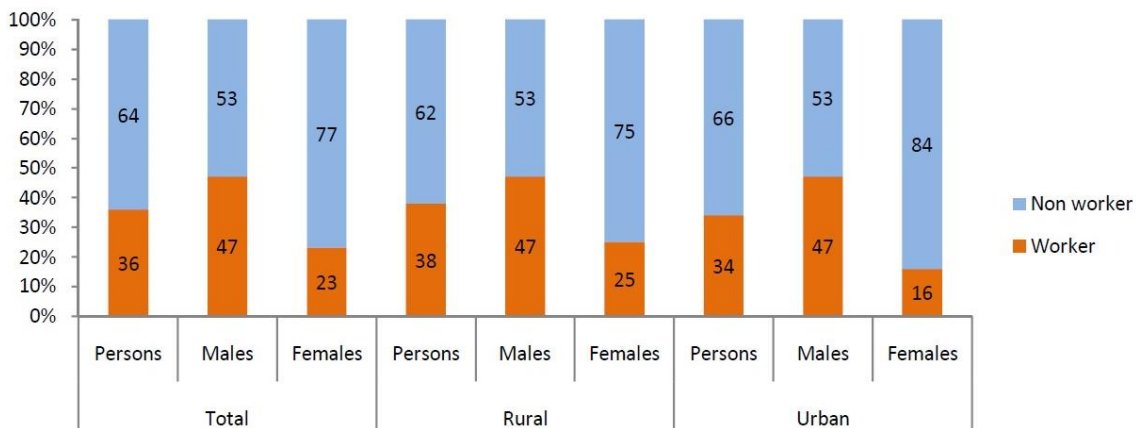


図 2-2 就労する障害者数 (地域別・性別)

出所：インド統計局作成の 2016 年障害者統計⁴⁰より転載

⁴⁰ http://mospi.nic.in/sites/default/files/publication_reports/Disabled_persons_in_India_2016.pdf (参照 2020-12-15)

表 2-6 就労する障害者数の内訳

合計	耕作者	農業労働者	家庭内産業	その他
9,744,386	1,274,322	2,977,272	435,053	4,057,739
割合	23%	31%	4%	42%

出所：インド統計局作成 2016 年障害統計を基に調査チームが作成

④ 社会保障を含む障害者への社会サービス⁴¹

憲法 38 条は社会保障と福祉にかかる国の義務を定めている。障害者エンパワメント局等によりさまざまな社会サービス関連事業が実施されている。以下の表にこれらの事業を記す。

表 2-7 障害者への社会サービス

No.	事業名	概要
1	啓発、地域インタラクション、革命 (Badhte Kadam) 事業	国家基金に登録された 126 団体が、障害者の地域レベルでの啓発活動、社会統合、メインストリーミングを実施する。
2	障害者スポーツセンター	5 つのセンターを国内の各ゾーンに建設中。
3	総合地域センター	障害者エンパワメント局により運営される、国・州・県・村レベルにおける障害者の育成、障害問題啓発活動、障害関連専門職育成、サービス提供等を行う機関。
4	州労働者保険公社による事業	怪我等により一時的に仕事ができなくなった場合の給与 9 割支給、恒久的な障害給付として給与 9 割支給と無償の医療処置等の保険。
5	成人障害者のためのグループホーム (Gharaunda) 事業	国家基金に登録された 19 団体が、自閉症、脳性まひ、知的障害、重複障害のある人々のすべての生活にかかる最低限のケアサービスと住居の提供を行う。
6	インディラ・ガンディ全国障害者年金事業	1995 年に設立した全国社会支援プログラムにおいて、2009 年に本年金事業が組み込まれた。貧困ライン以下の生活をしている 18 歳から 64 歳までの重度もしくは重複障害者を対象とした年金支給事業 (月 3 US ドル支給) が開始されている。2012 年からは月額 6 US ドル、年齢上限が 79 歳に拡大した。
7	全国障害者エンパワメント賞	障害のある被雇用者、障害者の雇用者、障害者のエンパワメントに貢献した個人及び組織、障害者ロールモデル、障害者の生活改善を目的とした商品の研究開発者、バリアフリー環境づくりに大きな貢献をした人、よいいりハビリテーションサービスを提供した県等、選ばれた人・組織・行政に対して毎年、賞が贈られる。

⁴¹ 政府報告及び社会正義・エンパワメント省ウェブサイト情報

8	無職者社会保障 (Rajiv Gandhi Shramik Kalyan Yojana) 事業	州労働者保険公社が提供する雇用保険及び、業務中に恒久的障害を負った場合の労働者災害補償保険。労災発生後1年間は給与の5割を支給し、労働雇用省によって運営される職業訓練センターが実施する訓練参加のための授業料及び交通費を支給。
9	介助者訓練 (Sahyogi) 事業	介護と介護方法を必要とする障害者及び障害者家族に対して、適切なサービスを提供するための介助者訓練を目的とする。
10	レスパイトケア (Samarth) 事業	国家基金に登録された24団体が、レスパイトケアサービスを提供する。
11	非組織化労働者社会保障法 (2008)	中央政府が非組織化労働者のために生命及び障害に関連する福祉事業を立ち上げることを規定している。
12	デイケア (Vikaas) 事業	国家基金に登録された59団体が、デイケアサービスを提供する。サービス内容は、対人法・職業技術向上、介護、家族支援等。

出所：社会正義・エンパワメント省国家基金ウェブサイト情報⁴²を基に調査チームが作成

その他、対象を障害者に特化していない事業を、以下の表にまとめる。

表 2-8 その他の社会サービス

No.	事業名	概要
1	公共住宅 (Indira Awaas Yojana) 事業	1985年に開始された農村部の貧しい人々を対象とした住居のニーズに対応する事業。肢体障害者のために3%の割当が設けられている。
2	全国農村飲料水プログラム	2009年に開始された安全な飲料水を農村部に供給する事業。女性、子ども、障害者にとってハンドポンプが適切でないという考え方から、当初のハンドポンプ提供事業が水道管事業に変更されていった。
3	全国都市衛生事業	飲料水、衛生、排水関連設備の整備を行う場合は、身体・精神障害者等のために5%の割当が設けられている。
4	困窮女性支援 (Swadhar) 事業	2002年に人間開発省によって開始された困難な状況にいる女性の脆弱性に対する対策をする事業。家族や親族による支援を受けていない知的障害のある女性を対象に含めた。
5	総合衛生キャンペーン	農村地域の衛生設備確保のための総合的なプログラム。各世帯や学校のトイレ、衛生教育等が優先課題となっている。特に学校のトイレの設計については特別なニーズのある子どもにとってアクセシブルとなるよう配慮されている。

出所：政府報告を基に調査チームが作成

⁴² <http://www.thenationaltrust.gov.in/content/innerpage/schemes.php> (参照 2020-12-15)、
<https://www.india.gov.in/spotlight/deen-dayal-antyodaya-yojana>, (参照 2020-12-03)、
<https://www.india.gov.in/spotlight/deen-dayal-upadhyaya-grameen-kaushalya-yojana>, (参照 2020-12-03)

なお、公的な社会サービスを受けるためには、障害者エンパワメント局によって管理される UDID カードを取得していることが条件とされている。オンライン手続きが可能であり、ID 取得者には UDID カードが配布される。UDID カードは従来使われてきた障害認定証の代替となる。障害認定証は各州政府によって異なるフォーマットで発行・管理されていたが、UDID カードに切り替わることで中央政府によって統一管理が可能となった。また、データの電子化が行われ、データベース管理が容易となっただけでなく、より効果的な登録者への公的サービス提供を可能とした。

⑥ バリアフリーなまちづくり、防災計画における障害関連の取り組み⁴³

・バリアフリー

法制度面では、1995 年法第 30 条及び 44 条から 46 条において、前述の教育機関の建設上の障壁の除去、及び、交通、公的建物、その他の公共の場における物理的なアクセシビリティの保証について規定されており、障害者国家政策（2006）が具体的な対策を明記している。また、2005 年に制定された国家建築基準法⁴⁴がアクセシブルな設計とすることを規定しており、政府によって政府建物・空港・鉄道駅舎・公共交通機関のアクセシビリティ改善の取り組みがなされている。第 12 次計画（2012-2017）では、鉄道、バス、飛行機等すべての交通手段において障害者に配慮した適切な空間及び設備を提供するための様々な措置が講じられている。各交通手段分野における取組としては、空路については、障害者、及び・もしくは、移動能力の低下した者の飛行機利用に関する航空総局ガイドライン（2008）が策定されており、航空会社による障害者の航空機利用の拒否を禁止し、彼らの移動にかかる手順の策定、空港が提供すべき標識や追加的支援の提供、等について規定している。陸路については、鉄道については、手すり、スロープ、障害者専用駐車場及びトイレ等の設置がなされている。また、すべての地下鉄は障害者に配慮したアクセシブルな駅、エスカレーター、スロープ、エレベーターのような設備を備えており、これらの設備には点字、音による信号及び警報等が設置されている。なお、バス高速輸送システム（Bus Rapid Transit）においても、障害者のために水平な乗降場が設置されている。

ICT アクセシビリティについても中央・州政府のウェブサイトが国際基準に合うように修正されている。同対応については、情報技術省が担当し、すべての障害者にとって必要不可欠である特定された政府の 50 のウェブサイトをアクセシブルにする作業を開始している。政策面では国家ユニバーサル電子アクセシビリティ政策（2013）⁴⁵が策定されており、障害者による ICT アクセシビリティ改善のためのガイドラインが策定されている。

バリアフリー関連啓発活動については、2018 年にはバリアフリーなまちづくりのモデルとしてデリーが選ばれ、障害者エンパワメント局主催で関係機関を対象とした啓発会議が

⁴³ 政府報告及び社会正義・エンパワメント省ウェブサイト情報

⁴⁴ <https://law.resource.org/pub/in/bis/S03/is.sp.7.1.2005.pdf>（参照 2020-12-15）

⁴⁵ <https://www.meity.gov.in/writereaddata/files/National%20Policy%20on%20Universal%20Electronics%281%29.pdf>（参照 2021-01-20）

開催されている。アクセシビリティにかかる啓発活動として、2016 年法実施のための障害者権利法実施事業は 2016 年法にも引き継がれ、2015 年からアクセシブル・インド・キャンペーンが各地で実施されている。

・ 防災

法再関連では 2005 年に国家災害管理法が制定されている。災害管理にかかる国、州、県レベルにおける組織を設置し、防災、災害の影響と対策等を含む災害管理計画を策定する。2009 年に策定された災害管理国家政策は、災害に対して最も脆弱なグループのひとつとして障害者を挙げている。その後策定された障害者防災計画は、自然災害時にリスクの高い町や村に暮らす障害者の位置にかかる精確なデータの収集を含んでいる。村の災害タスクフォースメンバーが障害者のための防災訓練を受け、災害時にどのように障害者を支援するかを学んでいる。近年の動きとしては、仙台防災枠組（2015-2030）に沿って、2019 年 9 月に内務省の国家災害管理局（National Disaster Management Authority）が、既存の関連規定に沿って、障害を含む災害リスク軽減に関する国家災害管理ガイドライン（Disability inclusive Disaster Risk Reduction）⁴⁶を発行した。

物理的には、支援物資の支給時の障害者配慮、障害者にとってアクセス可能な一時避難所における備品、バリアフリーな一時避難所等の配慮がなされることとされている。また、精神的・心理的な配慮として、災害時の精神・心理的支援にかかるガイドラインが策定されている。

⑦ 障害と開発分野の国際協力実績⁴⁷

日本政府	<p>【無償資金協力】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ チェンナイ小児病院改善計画無償資金協力（2013） <p>【有償資金協力】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アジャンタ・エローラ遺跡保護・観光基盤整備事業フェーズ 2（2003） ・ デリー高速輸送システム建設事業フェーズ 2（2006） ・ バンガロール・メトロ建設事業フェーズ 1（2006） ・ バンガロール・メトロ建設事業フェーズ 2（2011） ・ デリー高速輸送システム建設事業フェーズ 3（2012） <p>【草の根技術協力事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ スラムの子ども達の自立力向上のための音楽指導者育成計画（2011-2014） ・ インド共和国における視覚障害者の職業教育支援事業（2013-2015） <p>【民間連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の知識アクセスの機会均等の実現（2012）
------	---

⁴⁶ 内閣府障害者白書、JICA 障害と開発パンフレット、政府報告、各組織のウェブサイトを基に記載。
https://gidm.gujarat.gov.in/sites/default/files/educate_your_self_document/Guidelines%20on%20Disability%20Inclusive%20Disaster%20Risk%20Reduction.pdf（参照 2020-12-15）

⁴⁷

<p>他ドナー</p>	<p>【国際機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世界銀行及び国際通貨基金 <p>貧困削減戦略プロセスを通して、障害主流化開発事業の実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国連児童基金（United Nations Children’s Fund : UNICEF） <p>児童の権利に関する条約等の点字版作成等の事業の実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際連合教育科学文化機関（United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization。以下、「UNESCO」） <p>インクルーシブ教育にかかる資金支援事業の実施、及び障害啓発にかかる映画祭開催支援。</p> <p>【二国間援助機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アメリカ合衆国国際開発庁（United States Agency for International Development : USAID） <p>障害者の雇用機会にかかる協力、及び女性と子どもがさまざまな障害関連国際会議に参加するための資金支援を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・英国国際開発庁（Department For International Development、以下、「DFID」） <p>インドにおいて障害と開発分野において最も積極的な組織。政府の教育、保健、防災分野等プログラムへの障害関連指標にかかる支援等の障害主流化促進、NGO と連携したネットワーク促進、キャパシティ・ビルディング、無償資金協力等を実施している。なお、DFID は英国の複数 NGO との間に協定を結び、パートナーシップ合意プログラム（Partnership Agreement Programme）を立ち上げている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・欧州連合（European Union。以下、「EU」） <p>災害危機削減にかかる組織のための障害主流化にかかるキャパシティ・デベロップメントのような事業において大きな役割を果たしている。同事業は Humanity & Inclusion によって実施された。</p> <p>【国際 NGO】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Save the Children <p>国連児童の権利に関する条約にある障害の有無に関わらずに子どもの権利を尊重するという原理に従って活動している。具体的な事業においては、ストリート・チルドレンのケアと保護プログラムにおいて障害児への配慮がなされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ World Vision <p>社会のすべてのレベルにおける障害児の課題を解決するために、DPO の設立支援と強化、車いすの提供、障害児のためのインフラ整備、権利主張のための場作りとしてフォーラムの設立等を実施している。</p>
-------------	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・ Humanity & Inclusion (旧 Handicap International) 上記の EU の資金による障害インクルーシブな防災関連事業を実施している。 ・ Sightsavers インドにおいて 1996 年以來の協力実績がある。視覚障害分野を中心に活動を拡大させ、障害種別を越えたインクルーシブ教育、ソーシャル・インクルージョンにかかるプログラムを実施している。 ・ Leonard Cheshire Disability 障害のある子どもと青年・家族・教員のための教育関連情報へのアクセス支援、女性障害者の有給雇用の支援等を実施している。
--	--

2-5. 地域に根ざしたリハビリテーション/インクルーシブ開発 (GBR/CBID) の状況⁴⁸

1985 年初め、政府は農村の障害者のためのモデル的な包括的リハビリテーションサービスの提供を行うために、地方リハビリテーションセンター計画を導入した。この計画は、全国の 11 カ所で運営されている。予防や早期発見、外科治療、教育サービス、訓練、自営機会の提供、銀行による融資、意識向上、地域参加、家族相談などがこの計画に含まれている。社会正義・エンパワメント省は、第 9 次 5 カ年計画 (1998-2002) の間に国家地域に根ざしたリハビリテーション (Community-Based Rehabilitation。以下、「CBR」) プログラムを開始した。国家レベルの政策に CBR に関する記述がある国は少なく、このことからインドは CBR への関心が高かったことが明らかである。なお、同プログラムでは、5,000 人程の人口を有する地区レベルにおける、2 名の多目的リハビリテーション・ワーカーの配置が提案された。村レベルでは、各地域から男性 1 名、女性 1 人が CBR ワーカーとして、在宅ケアサービスの訓練を受けることとなった。

1995 年制定の障害者法においては、障害者の 75%が農村地域に暮らしていることを認識して、担当部局が CBR を含むリハビリテーション分野における研究を行うと規定している。政府の施策として、障害者エンパワメント局の中央政府事業として立ち上げられた困窮者慈善障害者リハビリテーション事業は、NGO への資金支援を通じて、視覚、肢体、感覚、知的、精神、社会機能レベルにおける障害者の能力の向上を目的としたリハビリテーション事業を実施しており、同事業の中に CBR 事業がいくらか含まれている。なお、インドでは NGO への資金支援を通して多くの CBR 事業実施に寄与してきたが、政府による貧困削減を目的とした事業の中での障害主流化が進みつつある。

世界保健機構 (World Health Organization。以下、「WHO」) のイニシアチブによりアジア太平洋 CBR ネットワークの一部として CBR インドネットワークが結成されている。また、2012 年には CBR 世界会議の議長国を務めた。

CBR/CBID に関連する新型コロナウイルスへの対策として、インドの障害者リーダーであ

⁴⁸ 国別障害関連情報インド平成 14 年版より一部情報を引用。

る Venkatesh Balakrishna 氏及び海外の専門家や関連組織によって、コロナ禍における CBR/CBID ワーカーのためのガイドラインが策定され、インド国内の 4 言語に翻訳されている⁴⁹。

2-6. 盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約批准及び対応状況⁵⁰

インド政府は 2014 年にマラケシュ条約に署名・批准している。権限を与えられた機関としては、複数の機関が割り当てられており、各種教育機関、図書館、及び視覚障害者のために活動する施設がある。インドにはオンライン・アクセシブル図書館である「Sugamya Pustakalay」が 2016 年から運営されている。運営開始の時点ですでに 20 万冊の書籍が利用可能となっており、2020 年 12 月時点で 67 万冊以上に増えている。同プログラムは障害者エンパワメント局、社会正義・エンパワメント省の他アクセシブル書籍連合体（Accessible Books Consortium、以下「ABC」）のパートナーである、デイジー・フォーラム・インド、Saksham のような組織のチームワークによって開始され、タタ・コンサルタンシー・サービス、デイジー・フォーラム・インド、視覚障害者エンパワメント国立研究所により運営されている。なお、デイジー・フォーラム・インドは、その活動を称賛され 2018 年に ABC 国際優秀賞を受賞している。

著作権法については、1957 年に制定されており、その後 2012 年に改定されており、同法はマラケシュ条約批准前に改定されているにも関わらず、条約に沿った内容となっている 52 節 (1) (zb) において、あらゆるアクセス可能な形式でのあらゆる作品の修正、複製、コピーの発行、または公衆への伝達を可能とするとしている。

情報アクセシビリティに関連する政策としては、2005 年策定の情報アクセス法がある。同法の目的は、国民が公的機関の管理下で情報へのアクセスを確保し、すべての公的機関の活動における透明性と説明責任を促進することである。同法は明示的に禁止されている事項を除くすべての事項について国民に情報を求める権利を与えている。また、国民の要求に対応する義務を負う指定された情報担当者を配置している。ここで、感覚障害（視覚・聴覚障害）のある人々に対してアクセシブルな情報提供を行うこととしている。

関連事業としては、インド言語点字識字国家プログラム、視覚障害者のためのインターネットアクセス・リハビリテーション情報技術促進、大学助成委員会による視覚障害学生へのカセットレコーダー提供にかかる大学向け推奨、等があげられる。点字開発の促進にかかる事業については、国立視覚障害者センターが中心となっており、インド点字の標準化を行っている。また、点字普及のために短期訓練、遠隔訓練や、点字変換ソフトウェアの開発を行っている。インド政府はインド点字評議会を設立し、メンバーとして視覚障害当事者を参加させており、同評議会事務局として点字開発ユニットが運営されている。点字印刷所につい

⁴⁹ <http://mobility-india.org/registrations-open-for-cre-on-research/>（参照 2021-01-18）

⁵⁰ 政府報告に基づく

ては、既存の 10 カ所の近代化に加えて、15 カ所に新たな印刷所を設置することとなった。

2-7. 新型コロナウイルスの流行がもたらした影響

インドにおいては2020年3月初旬に2名の感染確認以降、1日の感染者数は日々増加し、8月中旬のピーク時には10万名弱となった。その後、感染者は緩やかに減少し、2020年末までに約2万名となった。WHO⁵¹によれば、2021年1月17日時点で新型コロナウイルス感染者累計は10,557,985名であり、死者数累計は152,274名であった。なお、全国的なロックダウンは3月下旬から5月末まで実施された。インド政府によって取られた主な制限としては、外出禁止、すべての交通機関の停止、教育、産業等関連機関によるサービスの停止、等が挙げられる。国民の支援のためにとられた主な対策は、貧困層を対象とした現金支給事業（Pradhan Mantri Garib Kalyan Yojana）⁵²の実施のための約240億米ドルの予算措置、出稼ぎ労働者への保障、等が挙げられる⁵³。インド政府、国連機関並びにNGO等のウェブ情報を基にコロナ禍が障害者にもたらした影響を以下にまとめる。

① 各国政府が実施したコロナウイルス対策における障害者への合理的配慮

インド政府の対策として、貧しい障害者を含む全ての低所得層に対する現金支給事業が実施され、一律1,000ルピーの支給が発表されている。他方で、シャンタ記念リハビリテーションセンター（Shanta Memorial Rehabilitation Centre。以下、「SMRC」）の報告⁵⁴によれば、支給されるはずの1,000ルピーはいまだ障害者に届いていない。また、銀行口座を持たない貧しい障害者は受け取る権利を剥奪されており、口座を保有していたとしても近場のATMでは引き出すことのできる現金が不足しており、遠く離れた場所にあるATMに行く必要があり、そこに行くための支援がないとしている。なお、インド報道情報局（Press Information Bureau）によれば⁵⁵、1,000ルピー受給のためには、UDIDを所持していることが前提となっている。その他の政府による対応としては⁵⁶、オンラインのヘルプラインによる要求に応じたサービス提供、障害者給付金2か月分の前払い等がなされた。また、国際NGOであるMinority Right Group Internationalの報告⁵⁷においても、特に周縁化されたグループである単身者、貧困層、先住民女性や重度障害のある女性、宗教マイノリティ、難民、国内避難民に対して緊急現金支給がなされておらず、その理由としてUDIDの所持や政府への登録がなされていないためであるとしている。

大規模NGOである国立障害者雇用促進センター（National Center for Promotion of Employment for Disabled People。以下、「NCPEDP」）等、複数の地域に密着したNGOによる

⁵¹ <https://covid19.who.int/region/searo/country/in>（参照 2021-01-18）

⁵² <https://pib.gov.in/PressReleaseIframePage.aspx?PRID=1608345>（参照 2021-01-18）

⁵³ https://en.wikipedia.org/wiki/COVID-19_lockdown_in_India（参照 2021-01-18）

⁵⁴ <http://www.riglobal.org/covid-19-and-impact-of-lockdown-on-women-with-disabilities-in-india/>（参照 2021-01-20）

⁵⁵ <https://pib.gov.in/PressReleasePage.aspx?PRID=1633711>（参照 2021-01-20）

⁵⁶ <http://pubdocs.worldbank.org/en/147471595907235497/IEI-Issues-Paper-Disability-Inclusive-Education-FINAL-ACCESSIBLE.pdf>（参照 2021-01-20）

⁵⁷ <https://www.sddirect.org.uk/media/2063/query-no-42-economic-impacts-of-covid-19.pdf>（参照 2021-02-03）

生活必需品（食料品、石鹸・洗剤、マスク等）の配布等が各地でなされた⁵⁸。国際障害同盟（International Disability Alliance。以下「IDA」）の報告書⁵⁹によれば、障害者の食料へのアクセスに困難がある。また、路上で暮らす障害児の保護について政府が十分な対策をとっていない。Sightsavers⁶⁰らによる調査においては、緊急時であるにも関わらず、UDID と配給カードがなければ、サービスが受けられない状況にあった。また、障害者の生活必需品へのロックダウン期間中のアクセスは、都市部、小規模都市、地方のすべてにおいて困難であった。さらに、家庭内暴力の増加と、これに対する支援の欠如を報告している。

また、障害者エンパワメント局が「新型コロナウイルス流行期間中の障害者の保護と安全にかかる総合的障害インクルーシブガイドライン」を作成及び公開している。同ガイドラインは、災害管理にかかる各種ガイドライン及び医療保険にかかるガイドラインの紹介に始まり、新型コロナウイルスにかかるアクセシブルな情報提供、手話通訳の手配、緊急対応サービスにかかる人々に対する障害者の権利にかかる訓練実施、啓発キャンペーンの実施、検疫病棟での障害者への介護サービスの提供、ロックダウン中の介護者の移動制限解除等の活動を促す記述がある。また、同ガイドラインにおいて、州障害者コミッショナー及び障害者エンパワメントに関わる県局長の役割を規定している。同様のガイダンスは国際 NGO である Sightsavers から発行されている。また、国立重複障害者エンパワメント研究所のように、ウェビナーを活用した障害啓発や訓練を実施するような試みも見られる⁶¹。

② 障害者が保健サービスを受ける権利に対するコロナ禍の影響

国際 NGO については、Sightsavers⁶²が現地 NGO である Rising Flame と連携して、コロナ禍の障害者について調査を実施している。同調査によれば、検疫センターへのアクセシビリティの欠如や、聴覚障害のある調査対象の女性が入院した場合のコミュニケーションについての懸念があった。

③ 障害者が教育を受ける権利に対するコロナ禍の影響

国連経済社会局（United Nations Department of Economic and Social Affairs。以下、「UNDESA」）の報告⁶³によれば、コロナウイルス流行を理由として、宿舍付き学校や施設にいた障害児たちが自宅に戻ってきており、彼/彼女らのために DPO が CBR 事業を実施していると報告している。Sightsavers⁶⁴らによる調査においては、オンライン教育への移行にかかる困難があると報告されている。

⁵⁸ NCPEDP ウェブサイト記事に基づく。 <https://www.ncpedp.org/>（参照 2020-12-23）

⁵⁹ NCPEDP ウェブサイト記事に基づく。 <https://www.ncpedp.org/>（参照 2020-12-23）

⁶⁰ Sightsavers ウェブサイト記事に基づく。 <https://www.sightsavers.org/from-the-field/2020/05/supporting-people-disabilities-india-covid-19/>（参照 2020-12-23）

⁶¹ <http://niepmd.tn.nic.in/covid19.php>（参照 2020-12-23）

⁶² Sightsavers ウェブサイト記事に基づく。 <https://www.sightsavers.org/from-the-field/2020/05/supporting-people-disabilities-india-covid-19/>（参照 2020-12-23）

⁶³ UNDESA (2020)

⁶⁴ Sightsavers ウェブサイト記事に基づく。

④ 障害者の移動に対するコロナ禍の影響

Chanda(2000)⁶⁵によれば、新型コロナウイルスの流行とそれに伴うロックダウンにより、障害者の移動が厳しく制限され、基本的な必需品、医療、援助を求めること困難にしている。また、障害者のための支援金による保護事業が不明瞭であることにより、障害者の経済的な不安定さがさらに悪化している。また、SMRCの報告⁶⁶によれば、障害のある女性にとって、マーケットに食料品を購入しに行く際に介助者なしでは困難であり、外出には許可証が必要であるが、これを発行する警察署に行く事もできない状況にある。

⑤ 障害者の就労に対するコロナ禍の影響

UNDESAの報告⁶⁷によれば、インドにおいては2020年3月下旬に全国的なロックダウンが実施されている。2020年4月の時点で、約2700万人の若者が職を失い、非雇用率は20%を超えていると見積もられている。Sightsavers⁶⁸らによる調査においては、調査対象の女性の50%が雇用・生計にかかる問題に直面していた。SMRCの報告⁶⁹によれば、生計創出にかかる活動は途絶えており、その多くは日雇い労働、家政婦、建設作業員、小規模店主、青果品卸売業者等である。

⑥ 障害者への情報保障に対するコロナ禍の影響

IDAの報告書⁷⁰は、DPO代表者は、関連政府のウェブポータルによるオンラインでの情報提供があるが、施設に入所しているほとんどの障害者はこれらにアクセスできず、彼/彼女らは外で何が起きているのかさえ知らないと言っている。

Sightsavers⁷¹らによる調査においては、ろう者、盲ろう者、難聴者82名中、75名が情報・物理アクセス、コミュニケーション、デジタル関連、保健サービス、生活必需品、遠隔・オンライン教育について、障壁に直面したと回答している。

SMRCの報告⁷²によれば、代替手段となりうるオンラインショッピングサービスについても、アクセシブルな形式で提供されていないこと、また、サービス自体が限られた地域のみを対象としているため、食料品を注文できない。

メディアの報道⁷³では、聴覚障害者は電話によるヘルプラインを利用できず、ほとんどの聴覚障害者は英語やヒンディー語を使ってメールを書くことができないが、タミールナド

⁶⁵ Chanda. S. (<https://www.epw.in/journal/2020/39/perspectives/disability-during-covid-19.html> (参照 2021-01-20))

⁶⁶ Shanta 記念リハビリテーション病院のウェブ情報に基づく。

⁶⁷ UNDESA (2020)

⁶⁸ ibid (2020)

⁶⁹ ibid (2020)

⁷⁰ ibid (2020)

⁷¹ Sightsavers ウェブサイト記事に基づく。

⁷² Sightsavers ウェブサイト記事に基づく。

⁷³ <https://indianexpress.com/article/lifestyle/life-style/lockdown-list-helpline-persons-with-disability-accessibility-food-mental-health-issues-coronavirus-pandemic-6372660/> (参照 2021-01-20)

ゥ (Tamil Nadu) 州のようないくつかの州におけるヘルプラインでは、ビデオ通話や手話通訳サービスの提供があるとしている。

3. 障害関連団体の活動概況⁷⁴

3-1. 障害当事者団体の活動概要

団体名	概要
National Center for Promotion of Employment for Disabled People (NCPEDP)	1996年設立（政府登録）。障害者のエンパワメントに向けて、政府、業界、国際機関、及びボランティアセクター間のインターフェースとして機能する、障害を超えた非営利団体。伝統的に保持されてきた慈善と福祉の見方から、生産性と障害者の可能性の見方に移行する必要性を提唱している。NCPEDPによって、全国の障害者運動家及び専門家をメンバーとする障害者権利全国委員会（National Committee on the Rights of Persons with Disabilities）が2008年に設置されている。なお、障害者インターナショナル（Disabled People’s International。以下、「DPI」）インドの代表となっている。
National Disability Network (NDN)	1999年結成。インド国内の障害者セクターに存在する約3000の組織（政府及び任意）を取りまとめるために、NCPEDPにより結成されたネットワーク。
Women with Disabilities Network India (WWDIN)	2017年結成。障害のある少女と女性が直面するアクセシビリティ、健康、教育、雇用/仕事、差別の問題に取り組むために形成された国内唯一のネットワーク。国内及び国際的なネットワークや機関と協力して、彼女たちに力を与え、権利の実行を支援するためのアドボカシーイニシアチブを取り入れている。
Srishti Madurai	2011年設立。インターセックスの人権、教育、可視性、及び地域のサポートに取り組む自己資金による学生ボランティア団体。（オランダの性多様性団体と協力してパラレルレポートを提出している。）

3-2. 障害者支援団体の活動概要

団体名	概要
Centre for Sustainable Use of Natural and Social Resources (CSNR)	1996年設立。憲法と世界人権宣言の価値と原則の支持を目的として、人権と民主化に関する市民社会の強化に取り組んでいる団体。障害者を含む社会から取り残された人々の生活、生計、尊厳にとって重要なさまざまな問題について、人権擁護家、市民社会組織、地域リーダーなどの間で地域レベルの対話を組織している。

⁷⁴ 政府報告に記載されている団体、及びパラレルレポートを提出している団体の情報に基づいて記載。

Disability Initiative in Sustainable Action India Society (DISAI Society)	障害者の権利の促進のために DPO の育成・強化を行っている。
Disability Rights Fund (DRF)	CRPD の促進にかかる活動を実施している。国内外における開発にかかる法律、政策並びに事業を含む全ての側面への障害者の参加を目的としている。
Global Initiative to End All Corporal Punishment of Children	2001 年設立。グローバルイニシアチブは、国連の児童の権利条約及びその他の国際条約に基づく州の義務を履行するために、体罰の普遍的な禁止と撤廃を推進している。ユニセフ、ユネスコ、人権機関、国際的及び国内の NGO によって支えられている。2002 年以来、グローバルイニシアチブはこの問題について児童の権利委員会に定期的にブリーフィングを行っており、2004 年以降、同様に拷問反対委員会、女子差別撤廃委員会、経済的、社会的及び文化的委員会にブリーフィングを行っている。権利、人権委員会及び人権理事会、障害者権利委員会の活動開始以来、ブリーフィングを行っている。
International Federation of Anti Leprosy Associations (ILEP)	1966 年設立。ILEP は、14 の国際的な非政府組織の連盟。ILEP メンバーは 63 か国で働いており、700 のプロジェクトに約 6,000 万ドルが費やされ、年間 250 万ドル以上がハンセン病の研究に費やされている。また、ハンセン病に関する世界の専門家の技術委員会を支援している。
Minority Rights Group International	1970 年頃設立。社会・文化・宗教的な少数派に属する障害者を含むマイノリティー・グループを対象とした人権に基づいた支援を実施している。
Samarthanam Trust for the Disabled	1997 年設立。質の高い教育、宿泊施設、栄養価の高い食品、職業訓練、配置に基づくリハビリテーションの提供に焦点を当てた多様なイニシアチブを通じて、障害者とサービスの行き届いていない人々のエンパワメントに取り組んでいる。これにより、障害のある人や十分なサービスを受けていない人が社会の他の人々と歩調を合わせることができるようになる機会を促進している。

政府報告には、上記に挙げた団体に加えて、海外の団体として、CBM、Sightsavers、Sense International、ActionAid、Leonard Chesire Home、Voice and Vision、Asian Blind Union、International Council for the Education of Persons with Visual Impairment、Rehabilitation International、DPI、Abilympic International、Miseoror、International Association for the Prevention of Blindness、

International League on Mental Retardation、Low Vision International、Deaf blind International、Vision 2020、Japan International Cooperation Agency が挙げられている。

4. 参考資料

- Government of India (2011) *Measurement of Disability through Census – National Experiences: India* -, prepared by Office of the Registrar General & Census Commissioner, India
<https://unstats.un.org/unsd/demographic-social/meetings/2017/new-york--disability-egm/Session%204/India.pdf> (参照 2020-12-12)
- United Nations (2015) *CRPD initial Report* submitted by government of India
- Government of India (2015) *Disabled Persons in India A Statistical Profile 2016*, Social Statistic Division, Ministry of Statistics and Programme Implementation
http://mospi.nic.in/sites/default/files/publication_reports/Disabled_persons_in_India_2016.pdf (参照 2020-12-15)
- Government of India (2016) *National Plan of Action for Children*
<https://wcd.nic.in/acts/national-plan-action-children-2016> (参照 2020-12-12)
- Government of India (2019) *Annual Report 2018-2019* prepared by Department of Empowerment of Persons with Disabilities, Ministry of Social Justice and Empowerment
<http://disabilityaffairs.gov.in/content/Annual-Report-English-2018-19.pdf> (参照 2020-12-12)
- Government of India (2019) *National Disaster Management Guidelines on Disability Inclusive Disaster Risk Reduction* prepared by National Disaster Management Authority, Ministry of Home Affairs
https://gidm.gujarat.gov.in/sites/default/files/educate_your_self_document/Guidelines%20on%20Disability%20Inclusive%20Disaster%20Risk%20Reduction.pdf (参照 2020-12-12)
- Government of India (2020) *Annual Report 2019-2020* prepared by Department of Empowerment of Persons with Disabilities, Ministry of Social Justice and Empowerment
http://socialjustice.nic.in/writereaddata/UploadFile/ANNUA_REPORT_201920E.pdf (参照 2020-12-12)
- Government of India (2020) *Comprehensive Disability Inclusive Guidelines for protection and safety of persons with disabilities (Divyangjan) during COVID 19* prepared by Department of Empowerment of Persons with Disabilities, Ministry of Social Justice and Empowerment
<http://disabilityaffairs.gov.in/content/Disability-Inclusive-Guidelines.docx> (参照 2020-12-15)
- IDA (2020) *Disability rights during the pandemic - A global report on findings of the COVID-19 Disability Rights Monitor –*
https://www.internationaldisabilityalliance.org/sites/default/files/disability_rights_during_the_pandemic_report_web_pdf_1.pdf (参照 2020-12-12)
- NCEPDP (2020) *Report on Providing relief and support to persons with disabilities affected by the COVID 19 Lockdown*, https://www.ncpedp.org/sites/all/themes/marinelli/documents/Report-locked_down_left_behind.pdf (参照 2020-12-12)
- Sanjeev. K. et al (2007) *Inclusive Education in India*, Vol. 2, No. 2, Electronic Journal for Inclusive

Education,

<https://corescholar.libraries.wright.edu/cgi/viewcontent.cgi?article=1086&context=ejie> (参照 2020-12-12)

Sightsavers (2015) *Everybody counts – Lessons from Sightsavers’ disability data disaggregation project –*

https://www.sightsavers.org/wp-content/uploads/2017/09/Everybody-counts_ACCESS-2.pdf (参照 2020-12-12)

United Nations (2019) *CRPD concluding observations on the initial report of India*

UNESCO(2019) *Discussion paper on the UNESCO Salamanca Statement 25 years on Developing inclusive and equitable education systems*, <https://en.unesco.org/sites/default/files/2019-forum-inclusion-discussion-paper-en.pdf> (参照 2020-12-07)

World Bank (2009) *People with Disabilities in India: From Commitments to Outcomes*

<http://documents1.worldbank.org/curated/en/577801468259486686/pdf/502090WP0Peopl11Box0342042B01PUBLIC1.pdf> (参照 2020-12-12)

浅野宜之 (2012) 「インドにおける障害者雇用と法制度 判例と新法制定から」『アジアの障害者雇用法制：差別禁止と雇用促進』日本貿易振興機構アジア経済研究所

<https://core.ac.uk/download/pdf/288450622.pdf> (参照 2020-12-12)

浅野宜之 (2013) 「インドにおける障害者教育と法制度」小林昌之編『開発途上国の障害者教育－教育法制と就学実体』調査研究報告書日本貿易振興機構アジア経済研究所

https://www.ide.go.jp/library/Japanese/Publish/Download/Report/2012/pdf/C39_ch7.pdf(参照 2020-12-12)

浅野宜之 (2019) 「インド障害者法の変容」『関西大学人権問題研究室紀要』

https://kansai-u.repo.nii.ac.jp/index.php?action=pages_view_main&active_action=repository_action_common_download&item_id=3113&item_no=1&attribute_id=19&file_no=1&page_id=13&block_id=21 (参照 2020-12-12)

辻田祐子 (2010) 「インドにおける障害児教育の現状と課題：初等教育を中心に」, 森壮也編『南アジアの障害当事者と障害者政策』調査研究報告書, 日本貿易振興機構アジア経済研究所

https://www.ide.go.jp/library/Japanese/Publish/Download/Report/2009/pdf/2009_110_ch2.pdf (参照 2020-12-12)

<ウェブ情報>

Accessible Book Consortium, India’s Online Accessible Library Goes Live

https://www.accessiblebooksconsortium.org/news/en/2016/news_0009.html (参照 2020-12-03)

- Chanda. S. *Disability in COVID-19 – Increasing Vulnerability and Neglect* -, Vol. 55, Issue No. 39, Economic Political Weekly
<https://www.epw.in/journal/2020/39/perspectives/disability-during-covid-19.html> (参照 2021-01-20)
- Government of India (2016) *Disabled Persons in India – A statistical profile 2016* -, prepared by Social Statistics Division, Ministry of Statistics and Programme Implementation
http://mospi.nic.in/sites/default/files/publication_reports/Disabled_persons_in_India_2016.pdf (参照 2020-12-12)
- Government of India, “Know more about UDID”,
<https://www.swavlambancard.gov.in/cms/know-more-about-udid> (参照 2020-12-03)
- Government of India, Website: Ministry of Social Justice and Empowerment
<https://socialjustice.nic.in> (参照 2020-12-03)
- Government of India, Website: Department of Empowerment of Persons with Disabilities
<http://disabilityaffairs.gov.in/content/> (参照 2020-12-03)
- Government of India, “SIPDA”, Department of Empowerment of Persons with Disabilities
<https://disabilityaffairs.gov.in/content/page/sipda.php> (参照 2020-12-03)
- Government of India, “UDID”, National Portal of India
<https://www.india.gov.in/spotlight/unique-disability-id> (参照 2020-12-03)
- Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights, United Nations Treaty Body Status
https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/TreatyBodyExternal/Countries.aspx?CountryCode=IND&Lang=EN (参照 2020-12-03)
- Sightsavers, Rising Flame (2020) *Neglected & Forgotten: Women with Disabilities during the Covid Crisis in India*
<https://risingflame.org/project/neglected-and-forgotten-women-with-disabilities-during-covid-crisis-in-india/> (参照 2020-12-12)
- Sightsavers (2020) *Including people with disabilities in responses to the COVID-19 pandemic Guidance for Development partners*
<https://www.sightsavers.org/reports/2020/05/disability-inclusion-covid19-guidance/> (参照 2020-12-12)
- UNDESA (2020) *Policy Brief No. 60–88*, <https://www.un.org/en/desa/covid-19> (参照 2020-12-12)
- 内閣府 (2013-2019)『障害者白書』<https://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/index-w.html>
 (参照 2020-12-12)
- JICA (2017) 『すべての人々が恩恵を受ける世界を目指して「障害と開発」への取り組み』
https://www.jica.go.jp/publication/pamph/ku57pq00002iqnxw-att/disability_and_development.pdf
 (参照 2020-12-12)